

603 認知症対応型通所介護費

## 【認知症対応型通所介護の加算・清算に関する要件概要】

- 加算・減算に関する要件については、基本的には以下の3つにおいて規定しています。  
報酬告示は加算・減算の基本的要件を示すもの、留置事項通知・Q&Aにおける工事定められています。

① 報酬告示	「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省告示第126号)
② 留意事項通知	「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護費等の算定に関する基準に伴う実施上の留意事項について」(平成18年3月31日老計発第0331005号・老振発第0331018号)
③ Q & A	一
④ 通所介護費等の算定方法	「厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法」(平成12年2月10日厚生省告示第27号)
⑤ 利用者等告示	「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等」(平成27年3月23日厚生労働省告示第94号)
⑥ 大臣基準告示	「厚生労働大臣が定める基準」(平成27年3月23日厚生労働省告示第95号)
⑦ 区分支給限基準額外告示	「介護保険法施行規則第六十八条第三項及びハ十七条第三項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額」(平成12年2月10日厚生省告示第38号)
⑧ 3%加算解釈通知	「通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月16日老認発0316第4号・老老発0316第3号)
⑨ 個別機能訓練加算等解釈通知	「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月16日老認発0316第3号・老老発0316第2号)

○ 姉算減算にて要件の詳細を規定しているもあればあります。

定員超過利用減算	実施	体制	加算・減算	減算	70／100	【報酬告示】別表3 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第42条第1項に規定する単独型・併設型指定認知症事業所をいう。以下同じ。)又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第45条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)において、指定認知症対応型通所介護(指定地域密着型サービス基準第41条第1項に規定する指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)に要する認知症状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、認知症対応型通所介護計画を立てる。以下同じ。)に位置付けられた内容の指定認知症対応型通所介護を行つた場合、それぞれに規定する認知症対応型通所介護を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
【通所介護費等の算定方法】 6-1 指定認知症対応型通所介護の月平均の利用者の数(指定認知症対応型通所介護の事業と指定介護予防認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定認知症対応型通所介護の利用者の数及び指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計数)が次の表の上[左]欄に掲げる基準に該当する場合における認知症対応型通所介護費については、同表の下右欄に掲げるところにより算定する。	-	-	-	減算	70／100	

指定認知症対応型通所介護事業者が指定介護予防認知症対応型通所介護事業者とが同一の事業所において、他の指導を併せて受け、かつ、指定認知症対応型通所介護の事業と指定介護予防認知症対応型通所介護の事業とに運営されている場合には、指定認知症対応型通所介護の利用者の数及び指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計数が次の表の左欄に掲げる基準に該当する場合における認知症対応型通所介護費については、同表の右欄に掲げるとところにより算定する。

（適用要件一覽）



加算算定期間	対象施設名	対象実績	対象費用要件
【留意事項通知】第2の1(8)	地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型サービス基準第45条に定める員数を置いていないこと。	指定地域密着型サービス介護給付費単位数率の所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。	
【留意事項通知】第2の1(8)	① 地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型サービス基準第45条に定める員数を置いていないこと。	指定地域密着型サービス介護給付費単位数率の所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて、指定地地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。	
2時間以上3時間未満の認知症対応型通所介護を行う場合	—	減算	63／100
感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の基本報酬への加算	○	加算	3／100

加算・減算・適用要件	<p><b>【区分支給限度外告示】13</b>          指定地域密着型サービス介護賃貸単位数表の認知症対応型通所介護費のイ及びロの注3(※感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の基本報酬への加算)、注5及び注17並びに注19までの規定による加算又は減算は減算に係る費用の額に指定期間における基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十九号別表指定地域密着型介護予防サービス介護賃貸単位数表の介護費のイ及びロの注3、注5及び注16並びにハから水までの規定による加算又は減算)に係る費用の額</p> <p><b>【留意事項通知】第2の4(3)</b>          感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の基本報酬への加算の内容については、別途通知を参照すること。</p> <p><b>【3%加算解説通知】</b>          省略(以下URLを参照のこと。)  <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakuunitsuite/bunya/0000188411_00034.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakuunitsuite/bunya/0000188411_00034.html</a></p> <p><b>【Q&amp;A】</b></p>
<p>① 新型コロナウイルス感染症については、基本報酬への3%加算(以下「3%加算」という。)や事業所規模別の報酬区分の決定に係る特例(以下「規模区分の特例」という。)の対象となるが、現に感染症の影響と想定される利用延人員数の減少が一定以上生じている場合には、減少の具体的な理由(例えば、当該事業所の所在する地域に緊急事態宣言が発令されているか、当該事業所が都道府県、保健所を設置する市又は特別区からの休業の要請を受けているか、当該事業所において感染者が発生したか否か等)は問わないのである。</p>	<p>対象となる旨を厚生労働省から事務連絡によりお知らせした感染症又は災害については、利用延人員数の減少が生じた具体的な理由は問わず、当該感染症又は災害の影響と想定される利用延人員数の減少が一定以上生じている場合には、3%加算や規模区分の特例を適用することとして差し支えない。(令和3年度介護報酬改定Q&amp;A vol.1 間2)</p>
<p>各月の利用延人員数及び前年度の1月当たりの平均利用延人員数は、通所介護、地域密着型通所介護及び介護予防(認知症対応型通所介護)については、「指定居宅サービスサービス介護賃貸単位に係る費用の額に係る部分」及び「指定居宅介護支援に要する費用の額に係る部分」及び「指定居宅介護支援に要する費用の額に係る部分」に係る基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号)(以下「留意事項通知」という。)第2の7(4)及び(5)を、通所リハビリテーションについては留意事項通知第2の8(2)及び(8)を準用し算定していることとなつてゐるが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、都道府県等からの休業の要請を受けた事業所においては、休業要請に従つて休業した期間を、留意事項通知の「正月等の特別な期間」として取り扱うことはできる。</p>	<p>留意事項通知において「一月間(腊月)、正月等の特別な期間を除いて毎日事業を実施した月における平均利用延人員数について」には、当該月の平均利用延人員数に七分の六を乗じた数によるものとする。)としているのは、「正月等の特別な期間」においては、ほとんど全ての事業所がサービス提供を行つてないものと解釈されるためであり、この趣旨を鑑みれば、都道府県等からの休業の要請を受け、これに従つて休業した期間や、自動的に休業の期間を「正月等の特別な期間」として取り扱うことはできない。</p> <p>なお、通所介護、通所リハビリテーションにおいては、留意事項通知による事業所規模区分の算定にあたつても、同様の取扱いとするところとする。(令和3年度介護報酬改定Q&amp;A vol.1 間3)</p> <p>② 各月の利用延人員数及び前年度の1月当たりの平均利用延人員数は、認知症対応型通所介護については、留意事項通知第2の7(4)及び(5)を準用し算定することとなつてゐるが、指定認知症対応型通所介事業者が指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定をあわせて受けている場合であつて両事業を一體的に実施している場合、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における平均利用延人員数を含むのか。</p> <p>③ 各月の利用延人員数及び前年度の1月当たりの平均利用延人員数は、認知症対応型通所介護については、留意事項通知第2の7(4)及び(5)を準用し算定することとなつてゐるが、指定認知症対応型通所介事業者が指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定をあわせて受けている場合であつて両事業を一體的に実施している場合、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における平均利用延人員数を含むのか。</p>

加算名	加算の対象	加算の計算	加算の対象	加算の算定
④	「通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じて、その減少が原則として算定される基本的な方針並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(老認発 0316 第4号・厚生労働省老人健局認知症施築・地域介護推進課長、老人保健課長連名通知。以下「本体通知」という。)において、各事業所における3%加算算定・規模区分の特例の適用に係る届出様式(例)が示されているが、届出にあたつては必ずこの様式(例)を使用させなければならぬのか。都道府県や市町村において独自の様式を作成することは可能か。	3%加算においては、加算算定終了の前月においてもなお、利用延人員数が5%以上減少している場合は、加算算定を行うことなどないが、どのような理由があげられるか。都道府県・市町村において、届出を行った通所介護事業所等の運営状況等を鑑み、判断することとして差し支えないのか。	通所介護事業所等から、利用延人員数の減少に対応するための経営改善に時間を要するに等の理由が提示された場合においては、加算算定の延長を認めることとして差し支えない。(令和3年度介護報酬改定Q & A vol.1 間5)	通所介護事業所等から、今回の取扱いについて分本体通知における届出様式(例)は、今回の取扱いにおける届出を執行すれば、原則として算定されるが、原則として算定されない場合は、届出を実施する旨を記載する旨を判断する必要がある。(令和3年度介護報酬改定Q & A vol.1 間5)
⑤	「通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じて、その減少が原則として算定される基本的な方針並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(老認発 0316 第4号・厚生労働省老人健局認知症施築・地域介護推進課長、老人保健課長連名通知。以下「本体通知」という。)において、各事業所における3%加算算定・規模区分の特例の適用に係る届出様式(例)が示されているが、届出にあたつては必ずこの様式(例)を使用させなければならぬのか。都道府県や市町村において独自の様式を作成することは可能か。	3%加算算定・規模区分の特例の適用に係る届出は、利用延人員数の減少が生じた月の翌月15日までに届出を行うこととどされているが、同日までに届出がなされなかつた場合、加算算定や特例の適用を行うことはできないのか。	3%加算においては、減少が生じた月の翌月15日までに届出を行っては、令和3年4月1日までに行わせることを想定しているが、この届出については、新型コロナウイルス感染症による利用延人員数の減少に対応するものであることから、都道府県・市町村においてはこの趣旨を鑑み、届出の統計について柔軟に対応するようお願いしたい。(令和3年度介護報酬改定Q & A vol.1 間10)	貴員のとおり。他のの如算と同様、算定期を満たした月を利用延人員数の減少が生じた月の翌月15日までに届出を行なければ、3%加算の算定期や規模区分の特別の適用はできない。なお、例えば令和3年4月の利用延人員数の減少に係る届出を行なわなかつた場合、令和3年6月に二つの減少に係る評価を受けることはできないが、令和3年5月以降に利用延人員数の減少が生じた場合は、減少が生じた月の翌月15日までに届出を行なうことにより、令和3年7月以降に算定期や規模区分の特別の適用を行なうことができる。
⑥	「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」(第12報)、「令和2年6月1日付厚生労働省老人健局認知症施築・地域介護推進室ほか事務連絡」(以下「第12報」という。)による特例を適用した場合、1月当たりの平均利用人員数を算定するにあたつては、第12報における取扱いの適用後の報酬区分ではなく、実際に提供したサービス時間の報酬区分に基づきを行うのか。	「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」(第13報)、「令和2年6月1日付厚生労働省老人健局認知症施築・地域介護推進室ほか事務連絡」(以下「第13報」という。)による特例を適用した場合、1月当たりの平均利用人員数を算定するにあたつては、第13報における取扱いの適用後の報酬区分ではなく、実際に提供したサービス時間の報酬区分に基づきを行うのか。	「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」(第13報)、「令和2年6月1日付厚生労働省老人健局認知症施築・地域介護推進室ほか事務連絡」(以下「第13報」という。)による特例を適用した場合、1月当たりの平均利用人員数を算定するにあたつては、第13報における取扱いの適用後の報酬区分ではなく、実際に提供したサービス時間の報酬区分に基づきを行うのか。	

算名	加算・減算名	算名	加算・減算名	算名	加算・減算名
休業	差し支えない。本体通知においてお示しているとおり、各月の利用延人員数及び前年度の1月当たりの平均利用延人員数の算定にあたっては、通所介護、地域密着型通所介護及び介護予防)認知症対応型通所介護に対する基準(訪問所介サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について。(平成12年3月1日老企第36号)(以下「留意事項通知」という。)第2の7(5)を、通所リハビリテーションについては留意事項通知第2の8(2)を準用することとしており、同項中の「災害その他やむを得ない理由」には新型コロナウイルス感染症の影響も含まれるものである。なお新規コロナウイルス感染症の影響により休業やサービス縮小等を行った事業所の利用者を臨時的に受け入れた後、当該事業所の休業やサービス縮小等が終了してもなお受け入れを行う事業所を利用し続けている場合、当該利用者については、平均利用延人員数に含めることとする。(令和3年度介護報酬改定Q&A vol.1問12)	休業	新型コロナウイルス感染症の影響による他の事業所の休業やサービス縮小等に伴つて、当該事業所の利用者を臨時的に受け入れた結果、利用者数が増加した事業所がある。このようなら事業所にあつては、各月の利用延人員数及び前年度1月当たりの平均利用延人員数の算定にあたり、やむを得ない理由により受け入れた利用者について、その利用者を明確に区分した上で、平均利用延人員数に含まないこととしても差し支えないと。	休業	⑧
休業	3%加算や規模区分の特例を適用するにあたり、通所介護事業所等において利用者又はその家族への説明や同意の取得を行つ必要はない。また、利用者又はその家族への説明や同意の取得が必要な場合、利用者又はその家族を保護する必要がある。	休業	3%加算や規模区分の特例を適用するにあたり、通所介護事業所等において利用者又はその家族への説明や同意の取得を行つ必要はない。また、利用者又はその家族への説明や同意の取得が必要な場合、利用者又はその家族から同意を受けたことを記録する必要はあるか。	休業	⑨
休業	3%加算や規模区分の特例を適用する全ての利用者に対する必要があるのか。	休業	3%加算や規模区分の特例を適用する全ての利用者に対する必要があるか。	休業	⑩
休業	新型コロナウイルス感染症の影響により利用延人員数が減少した場合、3%加算算定の届出は年度内に1度しか行うことなどができないのか。例えば、令和3年4月に利用延人員数が減少し、令和3年5月に3%加算算定の届出を行ひ、令和3年6月から3%加算を算定した場合において、令和3年6月に利用延人員数が回復し、令和3年7月をもつて3%加算の算定を終了した事業所があつたとするところ、該事業所は令和3年度中に再び利用延人員数が減少した場合でも、再度3%加算を算定することはできないのか。	休業	新型コロナウイルス感染症の影響により利用延人員数が減少した場合、3%加算の対象となる旨を厚生労働省から事務連絡によりお知らせしたものに限る。)によって利用延人員数の減少が生じた場合にあっては、原則的に一度3%加算を算定した際どは別の感染症や災害を理由とする場合での利用者に対する適用することが適当である。(令和3年度介護報酬改定Q&A vol.1問14)	休業	⑪

加算・減算名	実施	加算分算	加算・減算適用要件
② 3%加算や規模区分の特例による3%加算又は規模区分の特例による3%加算又は災害による3%加算			<p>新型コロナウイルス感染症による3%加算や規模区分の特例にかかる取扱いは、今後の感染状況等を踏まえ、厚生労働省にて終期を検討することとしており、追って事務連絡によりお示しする。</p> <p>災害については、これによる影響が継続する期間等は地域によって異なることから、特例の終期については、厚生労働省から考え方をお示され、又は基本的に都道府県・市町村にて判断する等、その在り方について引き続き後封を行った上で、お示していくこととする。(令和3年度介護報酬改定Q&amp;A vol.3 間22)</p>
③ 3時間以上9時間未満の報酬区分によるサービス提供の前後に行う日常生活上の世話	○ 加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・9時間以上10時間未満の場合 100単位</li> <li>・11時間以上12時間未満の場合 50単位</li> <li>・13時間以上14時間未満の場合 10時間以上10時間未満の場合は、所要時間8時間以上と算定される。※延長加算は、所要時間8時間以上で算定されるものであり、例えば9時間の地域密着型通所介護の後に連続して5時間の延長サービスを行った場合、合計5時間の延長サービスを行った場合には、5時間分の延長サービスとして250単位が算定される。</li> <li>・15時間以上16時間未満の場合 12時間以上13時間未満の場合は、所要時間8時間以上と算定される。※延長加算は、所要時間8時間以上と算定される。延長サービスとして5時間の延長サービスを行った場合、合計5時間の延長サービスとして200単位が算定される。</li> <li>・17時間以上18時間未満の場合 13時間以上14時間未満の場合は、所要時間8時間以上と算定される。※延長加算は、所要時間8時間以上と算定される。延長サービスとして5時間の延長サービスを行った場合、合計5時間の延長サービスとして200単位が算定される。</li> <li>・19時間以上20時間未満の場合 14時間以上15時間未満の場合は、所要時間8時間以上と算定される。※延長加算は、所要時間8時間以上と算定される。延長サービスとして5時間の延長サービスを行った場合、合計5時間の延長サービスとして200単位が算定される。</li> <li>・21時間以上22時間未満の場合 15時間以上16時間未満の場合は、所要時間8時間以上と算定される。※延長加算は、所要時間8時間以上と算定される。延長サービスとして5時間の延長サービスを行った場合、合計5時間の延長サービスとして200単位が算定される。</li> <li>・23時間以上24時間未満の場合 16時間以上17時間未満の場合は、所要時間8時間以上と算定される。※延長加算は、所要時間8時間以上と算定される。延長サービスとして5時間の延長サービスを行った場合、合計5時間の延長サービスとして200単位が算定される。</li> </ul>	<p>【報酬告示】別表3 注4</p> <p>日常生活上の世話を行つた後に引き続き所要時間8時間以上9時間未満の地域密着型通所介護の前後に連続して日常生活上の世話をを行う場合について、5時間未満の地域密着型通所介護の後に連続して5時間の延長サービスを行つた場合、(※)延長加算は、所要時間8時間以上と算定されるものであり、例えば9時間の地域密着型通所介護の前に連続して2時間、後に連続して3時間、合計5時間の延長サービスを行つた場合には、5時間分の延長サービスとして250単位が算定される。</p> <p>また、当該加算は地域密着型通所介護と延長サービスを連続した時間が9時間以上の部分について算定されるものであるため、例えば8時間の地域密着型通所介護の後に連続して5時間の延長サービスとして200単位が算定される。</p> <p>なお、延長加算は、実際に利用者の実情に応じて、適当事業所の従業者が置いている必要があり、かつ、実際に延長サービスを行つた場合に算定されるもの、引き続き当該事業所の設備を利用して宿泊する場合や、宿泊した翌日において当該事業所の地域密着型通所介護の提供を受けた場合には算定することができない。</p> <p>【Q&amp;A】</p> <p>A</p> <p>延長加算は、実際の利用者に対して延長サービスを行なうことができる事業所において、実際に延長サービスを行つたときに、当該利用者について算定できる。</p> <p>通所サービスの所要時間と延長サービスの所要時間の通算時間が、例えは通所介護の場合であれば9時間以上となるときに1時間ごとに加算するとしているが、ごく短時間の延長サービスを算定することは当該加算の趣旨を踏まえれば不適切である。(平成24年度介護報酬改定Q&amp;A vol.1 間61)</p> <p>A</p> <p>延長加算は、所要時間8時間以上9時間未満の指定通所介護等を行つた後に引き続き日常生活上の世話をを行つた場合等に算定するものであることから、算定できない。(令和3年度介護報酬改定Q&amp;A vol.3 間27)</p> <p>① 所要時間が8時間未満の場合でも、延長加算を算定することはできるか。</p> <p>② 所要時間が8時間未満の場合は、延長加算を算定する</p>

加算・減算名	実施体制	加算・減算	延長・減算適用要件
			延長加算は、所要時間8時間以上9時間未満の指定通所介護等を行った後に引き続き日常生活上の世話を行つた場合等に算定するものであることから、例えば通所介護等のサービス提供時間を8時間30分とした場合、延長加算は8時間未満である。サービス提供時間終了後に日常生活上の世話をする時間帯(9時間)に到達するまでの30分及び9時間以降については、サービス提供配置していれば差し支えないと、安全体制の確保に留意すること。(令和3年度介護報酬改定Q&A vol.3 間28)
③ サービス提供時間の終了後から延長加算に係るサービスが始まるまでの間はどういうふうな人員配置が必要となるのか。			通常要する時間を超えた場合の延長サービスに係る利用料についてでは、サービス提供時間が9時間未満である場合において行われる延長サービスやサービス提供時間が4時間以上において行われる延長サービスについて微収できるものである。また、サービス提供時間が4時間未満である場合において行われる延長サービスについて、延長加算に加えて利用料を上乗せして微収することはできない。なお、当該延長加算を算定しない場合においては、延長サービスに係る届出を行う必要はない。(令和3年度介護報酬改定Q&A vol.3 間29)
④ 延長サービスに係る利用料はどのような場合に微収できるのか。			(参考) 延長加算及び延長サービスに係る利用料微収の例 ①サービス提供時間が8時間であって、6時間延長サービスを実施する場合 →8時間までの間のサービス提供に係る費用は、所要時間区分が8時間以上9時間未満の場合として算定し、9時間以降14時間までの間のサービス提供に係る費用は、延長加算を算定する。 ②サービス提供時間が8時間であって、7時間延長サービスを実施する場合 →8時間までの間のサービス提供に係る費用は、所要時間区分が8時間以上9時間未満の場合として算定し、9時間以降14時間までの間のサービス提供に係る費用は、延長加算を算定し、14時間以降15時間までの間のサービス提供に係る費用は、延長サービスに係る利用料として微収する。
⑤ 9時間の通所介護等の前後に送迎を行い、居宅内介助等を実施する場合も延長加算は算定可能か。			延長加算については、算定して差し支えない。(平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(平成27年4月1日)問56)
⑥ 宿泊サービスを利用する場合等については延長加算の算定が不可とされたが、指定居宅サービス等の基準省令96条第3項第2号に規定する利用料は、宿泊サービスとの区分がされていれば算定することができる。			通所介護等の営業時間後に利用者を宿泊させる場合には、別途宿泊サービスに係る利用料を微収していることから、延長に係る利用料を微収することは適当ではない。(平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(平成27年4月1日)問57)
⑦ 通所介護等の利用者が自宅には帰らず、別の宿泊場所に行くまでの間、延長して介護を実施した場合、延長加算は算定できるか。			算定できる。(平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(平成27年4月1日)問58)

適用要件	算定額	算定額	算定額	算定額	算定額	算定額	算定額	算定額
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	○	5／100 (1日につき)	加算	【報酬告示】別表3 注5 単独型・併設型認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所の従業者が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定認知症対応型通所介護を行った場合は、1日につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。	【厚生労働大臣が定める地域】平成21年厚生労働省告示8号2 次のいずれかに該当する地域 イ 離島振興法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された離島振興対策実施地域 ロ 在来島振興開発特別措置法(昭和29年法律第73号)第2条第1項に規定する奄美群島 ハ 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第1項に規定する豪雪地帯及び同様第2項の規定により指定された特別豪雪地帯 二 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第2条第1項に規定する辺地 木 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された振興山村 ヘ 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定する小笠原諸島 ト 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定により指定された半島振興事業地域 チ 特定農山村地域ににおける農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域 リ 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域 ヌ 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第3号に規定する離島	同一日に宿泊サービスの提供を受ける場合は、延長加算を算定することとは適当ではない。(平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(平成27年4月1日)問59)	「宿泊サービス」を利用した場合には、延長加算の算定はできないこととされているが、以下の場合には算定可能か。 ① 通所介護事業所の営業時間の開始前に延長サービスを利用した後、通所介護等を利用してその当日より宿泊サービスを利用した場合 ② 宿泊サービスを利用した後、通所介護サービスを利用し通所介護事業所の営業時間の終了後に延長サービスを利用した後、自宅に帰る場合	同一日に宿泊サービスの提供を受ける場合は、延長加算を算定することとは適当ではない。(平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(平成27年4月1日)問59)
入浴介助加算(Ⅰ)	○	○	加算	【報酬告示】別表3 注6 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出て当該基準による入浴介助を行つた場合は、1日ににつき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (※) 入浴介助加算(Ⅰ)を算定している場合は、入浴介助加算(Ⅱ)は算定しない。	【大臣基準告示】14の3 1 通所介護費、地域密着型通所介護費、認知症対応型通所介護費及び介護予防認知症対応型通所介護費における入浴介助加算の基準 入浴介助を適切に行なうことができる人員及び設備を有して行なわれる入浴介助であること。	【留意事項通知】第2の4(9) 3の2(8)(※)を準用する。 (※)① 入浴介助加算(Ⅰ)は、入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合について算定されるものである(大臣基準告示第14号の3) が、この場合の「観察」とは、自立生活支援のための見守り的援助のことであり、利用者の自立支援や日常生活動作能力などの向上のため に、極力利用者自身の力で入浴し、必要に応じて介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などをを行うことにより、結果として、身体に直 接接触する介助を行わなかつた場合についても、加算の対象となるものであること。なお、この場合の入浴には、利用者の自立生活を支援 する上で最も適ど考えられる入浴手法が、部分浴(シャワー浴含む)等である場合は、これを含むものとする。 ② 地域密着型通所介護計画上、入浴の提供が位置付けられている場合に、利用者の事情により、入浴を実施しなかつた場合については、加算を算定できない。	【Q&A】	○
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	○	5／100 (1日につき)	加算	【報酬告示】別表3 注5 単独型・併設型認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所の従業者が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定認知症対応型通所介護を行った場合は、1日ににつき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。	同一日に宿泊サービスの提供を受ける場合は、延長加算を算定することとは適当ではない。(平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(平成27年4月1日)問59)	「宿泊サービス」を利用した場合には、延長加算の算定はできないこととされているが、以下の場合には算定可能か。 ① 通所介護事業所の営業時間の開始前に延長サービスを利用した後、通所介護等を利用してその当日より宿泊サービスを利用した場合 ② 宿泊サービスを利用した後、通所介護サービスを利用し通所介護事業所の営業時間の終了後に延長サービスを利用した後、自宅に帰る場合	同一日に宿泊サービスの提供を受ける場合は、延長加算を算定することとは適当ではない。(平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(平成27年4月1日)問59)	○





加算・減算名	体能	介護	加算・減算適用要件
			<p>利用者の自宅(高齢者住宅(居室内の浴室を使用する場合のほか、共同の浴室を使用する場合も含む。)を含む。)のほか、利用者の親族の自宅が想定される。なお、自宅に浴室がない等、具体的な入浴場面を想定しない利用者や、本人が希望する和用者にあっては、以下①～⑤をすべて満たすこととする旨の目標として通所介護等での入浴の自立を図ることを目的として、同加算を算定することとしても差し支えない。</p> <p>① 通所介護等事業所の浴室において、医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、介護支援専門員等、利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員を含む。)が利用者の動作を評価する。</p> <p>② 通所介護等事業所において、自立てて入浴することができるように必要な設備(入浴に関する浴室の環境等を踏まえたうる浴室の機能訓練指導員等が共同して、利用者の動作を評価する。)</p> <p>③ 通所介護等事業所の連携の下で、当該利用者の身体の状況や通所介護等事業所の個別の入浴計画に相当する内容を入浴計画を作成する。なお、個別の入浴計画に相当する内容を通所介護等事業所の中に記載する場合は、その記載をもつて個別の入浴計画の作成に代えることができるものとする。</p> <p>④ 個別の入浴計画に基づき、通所介護等事業所において、入浴介助を行う。</p> <p>⑤ 入浴設備の導入や心身機能の回復等により、通所介護等以外の場面での入浴が想定できるようになっているかどうか、個別の利用者の状況に照らし確認する。</p> <p>・ なお、通所リハビリテーションについても同様に取り扱う。(令和3年度介護報酬改定Q &amp; A vol.8 間1)</p>
			<p>入浴介助加算(II)は、利用者が自宅において利用者自身で又は家族等の介助により入浴を行うことができるようになることを目的とするものであるが、この場合の「居宅」とはどのような場所が想定されるのか。</p> <p>①</p>
			<p>入浴介助加算(II)について、医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、介護支援専門員等(利用者の動作及び浴室の環境の評価を行ふことができる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員を含む。)が利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価することなどないが、この他に評価を行うことができる者としてどのような者が想定されるか。</p> <p>②</p> <p>③</p> <p>④</p>
			<p>入浴介助加算(III)については、算定にあたつて利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価することなどないが、この評価は算定開始後も定期的に行う必要があるのか。</p> <p>⑤</p>
			<p>入浴介助加算(II)では、個別の入浴計画に基づき、個別の他の利用者の居宅の状況に近い環境にて、入浴介助を行うことなどないが、この場合の入浴介助とは具体的にどのようないわゆる介助を想定しているのか。</p> <p>⑥</p>

算定項目		算定方法		算定基準	
算定期間	算定期間	算定期間	算定期間	算定期間	算定期間
算定期間	算定期間	算定期間	算定期間	算定期間	算定期間
算定期間	算定期間	算定期間	算定期間	算定期間	算定期間
算定期間	算定期間	算定期間	算定期間	算定期間	算定期間

算定名	加算・減算
体制実施	<p>【質問】第2の4(6) 地域密着型通所介護と同様であるので、3の2(1)(1)（※）を参照されたい。</p> <p>(※) 生活機能向上連携加算(1)は、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所、指定期間内に診療所が存在しないものに限る。以下この(1)ににおいて同じ。)の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師(以下この(1)において「理学療法士等」という。)の助言に基づき、当該指定地域密着型通所介護事業所の機能訓練指導員(以下「機能訓練指導員」という。)が共同してアセスメント、利用者の身体の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行うこと。その際、理学療法士等は、機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等に関する助言を行うこと。</p> <p>この場合のリハビリテーションを実施している医療提供施設とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院であること。</p> <p>口個別機能訓練計画の作成には、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又は理学療法士等は、当該利用者のADL(食事、歩行、着衣、入浴、排せつ等)及びADL(認知、摂食、薬物、胃管、輸液、金具管理、臥位提供施設状況等)に関する状況について、指定訪問リハビリテーション事業所又はリハビリテーション事業所、指定通所介護事業所の機能訓練指導員等と連携してTCTを活用してテレビ電話を用いて把握した上で、当該指定地域密着型通所介護事業所の機能訓練指導員等に助言を行うこと。なお、ICTを活用した動画やテレビ電話を用いる場合においては、理学療法士等がADL及びADLに関する利用者の状況について適切に把握することができるよう、理学療法士等と機能訓練指導員等で事前に方針等を調整するものとする。</p> <p>ハ個別機能訓練計画には、利用者ごとの目標、実施方法等の内容を記載しなければならない。目標については、利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標とすること。なお、個別機能訓練計画に相当する内容を地域密着型通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができるものとする。</p> <p>二回別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じて計画的に機能訓練を適切に提供していくこと。</p> <p>ホ個別機能訓練計画の進歩状況等の評価について、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から機能訓練指導員等が利用者又はその家族(以下この(1)において「利用者等」という。)の意向を確認の上、当該利用者のADLやADLの改善状況を踏まえ、個別機能訓練の進歩状況等について評価したこと上で、機能訓練指導員等が利用者又は必要な助言を得た上で、必要に応じて当該利用者又はその家族の変更など適切な対応を行うこと。</p> <p>・理学療法士等は、機能訓練指導員等と共に、個別機能訓練計画の内容(評価を含む)や進歩状況等を説明していること。</p> <p>その家族に対して個別機能訓練計画の内容(評価を含む)や進歩状況等を説明していること。</p> <p>また、利用者等に対する説明は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、個人情報保護委員会・厚生労働省・医療関係事業者における個人情報の同意を得なければならないこと。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報を保護するガイドライン等を遵守すること。</p> <p>ヘ機能訓練にかかる記録(実施時間、訓練内容、担当者等)は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の機能訓練指導員等により閲覧が可能であるようにすること。</p> <p>ト生活機能向上連携加算(1)は個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練を提供した初回の月に限り算定されるものである。なお、イの助言に基づき個別機能訓練計画を見直した場合は、個別機能訓練システムの安全管理に当たっては、個人情報を保護するためのカインズ、厚生労働省「医療情報システムの安全管理」を算定しない。</p>

### [Q&A]

Q.	A.
① 指定訪問リハビリテーション事業所は、生活機能向上連携加算について指定訪問リハビリテーション事業所若しくは医療事業所又は指定通所リハビリテーション事業所若しくは医療提供施設と委託契約を締結し、業務に必要な費用を指定訪問リハビリテーション事業所等に支払うことになると考へて良いか。	貴見の通りである。 ・なお、連携先について、地域包括ケアシステムの推進に向けた在宅医療の主たる担い手として想定されている200床未満の医療提供施設に原則として限っている趣旨や、リハビリーション専門職(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士)の有効活用、地域との連携の促進の観点から、別法人からの連携の求めがあつた場合には、積極的に応じるべきである。(平成30年度介護報酬改定Q&A(平成30年3月23日) 間109)

Q.	A.
② 生活機能向上連携加算(1)は個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練を提供した初回の月の翌月及び翌々月は本加算を算定できるものと考えます。	貴見の通りである。 ・なお、連携先について、地域包括ケアシステムの推進に向けた在宅医療の主たる担い手として想定されている200床未満の医療提供施設に原則として限っている趣旨や、リハビリーション専門職(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士)の有効活用、地域との連携の促進の観点から、別法人からの連携の求めがあつた場合には、積極的に応じるべきである。(平成30年度介護報酬改定Q&A(平成30年3月23日) 間10)

加算名	加算額	算定用要件		
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	○ 加算	<p>【報酬告示】別表3-注7 別に厚生労働大臣が定める基準にして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)※生活機能向上連携加算(Ⅰ))については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算は算定しない。また、(3)※個別機能訓練加算(Ⅲ)を算定している場合、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定単位数に加算する。</p> <p>【大臣基準告示】15の2 口 地域密着型通所介護費、認知症対応型通所介護費及び通所型サービス費における生活機能向上連携加算の基準 通所介護費、地域密着型通所介護費、認知症対応型通所介護費及び通所型サービス費における生活機能向上連携加算の基準 次のいずれにも適合すること。 (1) 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーション事業所又はリハビリテーション事業所を実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該指定通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所又は通所型サービス事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。 (2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。 (3) (1)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を三月ごとに一回以上評価し、利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。</p> <p>【留意事項通知】第2の4(6) 地域密着型通所介護と同様であるので、3の2(10)(※)を参照されたい。 (※)イ 生活機能向上連携加算(Ⅰ)は、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーション事業所を実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該指定地や密着型通所介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等に対し、利用者の身体の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。その際、理学療法士等は、機能訓練指導員等が利用者の日常生活上の留意点、介護の工夫等に関する助言を行うこと。この場合の「リハビリテーション」は、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行つて、 る病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院であること。 ロ個別機能訓練計画の進捗状況等の評価について、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上、当該利用者のADLやIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行うこと。 ・理学療法士等は、3月ごとに1回以上指定地や密着型通所介護事業所を訪問し、機能訓練指導員等と共同で個別機能訓練の進捗状況等について評価した上で、機能訓練指導員等が、利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容(評価を含む。)や進捗状況等を説明し記録するとともに、必要に応じて訓練内容の見直し等を行うこと。 ハ①※生活機能向上連携加算(Ⅰ)ハ、二及びハによること。なお、個別機能訓練加算を算定している場合は、別に個別機能訓練計画を作成する必要はないこと。</p> <p>【Q&amp;A】</p> <table border="1"> <tr> <td>Q</td> <td>A</td> </tr> </table> <p>○ 指定認知症対応型通所介護事業所は、生活機能向上連携加算に係る業務について指定訪問リハビリテーション事業所又は指定通所リハビリテーション事業所若しくは医療提供施設と委託契約を締結し、義務に必要な費用を指定訪問リハビリテーション事業所等に支払うこととなる考え方</p>	Q	A
Q	A			

加算・減算名	体制	加算・減算	加算・減算適用要件
個別機能訓練加算(1)	○ ○	加算 27単位 (1日につき)	<p>生活機能向上連携加算は、同一法人の指定訪問リハビリテーション事業所若しくは指定通所介護を行っている200床未満の医療提供施設(原則として許可病床数200床未満のものに限る。)と連携する場合も算定できるものと考えてよいか。</p> <p>・貴見のどおりである。 なお、連携先について、地域包括ケアシステムの推進に向けて在宅医療の主たる狙い手として想定されている200床未満の医療提供施設に原則として限つている連携(や、リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(原則として許可病床数200床未満のものに限る。)と連携する場合には、積極的に応じるべきである。(平成30年度介護報酬改定Q&amp;A (平成30年3月23日) 間11)</p>

【報酬告示】別表3 注8 指定認知症対応型通所介護を行なう時間帯に於ける理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師の資格を有する者に限る。)以下「理学療法士等」という。)と連携して個別機能訓練指導員を配置しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型通所介護の運営の観点から、別法人からの連携の求めがあつた場合には、個別機能訓練加算(1)として、1日につき27単位を所定単位数に加算する。	② 個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合には、個別機能訓練加算(1)として、1日につき27単位を所定単位数に加算する。
--	--

【留意事項通知】第2の4(7) ① 個別機能訓練加算は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等を1名以上配置して行うものであること。この場合は、認知症対応型通所介護所における看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者に限る。ただし、この場合、理学療法士等が配置される曜日はあらかじめ定められ、利用者や居宅介護支援事業者に周知されなければならない。なお、認知症対応型通所介護事業所で6月以上個別機能訓練指導員の職務に従事する場合は、認知症対応型通所介護の算定において他の人員基準との差異はない。 ② 個別機能訓練は、1日120分以上、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置して行うものであること。この場合は、1週間のうち特定の曜日だけ理学療法士等が配置される曜日はあらかじめ定められ、利用者ごとに個別機能訓練指導員の職務に従事する場合は、認知症対応型通所介護の算定において他の人員基準との差異はない。 ③ 個別機能訓練を行うに当たっては、機能訓練指導員、介護職員、看護職員、柔道整復師等が配置される必要がある。なお、認知症対応型通所介護の算定においては、個別機能訓練計画を作成し、これに基づいて行つた個別機能訓練指導員の職務に従事する場合は、その記載をもつて個別機能訓練計画の作成に代えることができるものとすること。 ④ 個別機能訓練を行う場合は、開始時及びその後に1回以上利用者に対して個別機能訓練計画の内容を説明する。利用者に対する説明は、テレビ電話装置等の活用について当該利用者の同意を得なければならないこと。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 ⑤ 個別機能訓練に関する記録(実施時間、訓練内容、担当者等)は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の個別機能訓練の従事者により閲覧が可能であるようすること。	① はり師・きゅう師を機能訓練指導員とする際に求められる要件にあらかじめ定められたものとし、その実施時間・日数や実務内容に規定はあるのか。
--	--

加算実績名	加算実績	加算実績算定	加算実績要件
個別機能訓練指導員として従事した事業所の管理職者が書面でそれを証明すれば、確認所にて十分である。(平成30年3月23日)問33)	⑤	「はり師・きゅう師を機能訓練指導員として従事する際に、実際に、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導員として從事した経験を有することなどをどのように確認するのか。	個別機能訓練加算(Ⅰ)に係る算定方法、内容等について示されたい。
個別機能訓練加算(Ⅱ)	○ ○ 加算	27単位 (1日につき)	<p>【留意事項通知】第2の4(7) ⑥ 個別機能訓練加算(Ⅱ)を取得する場合、厚生労働省への情報の提出については、LIFEを用いて行うこととする。LIFEへの提出情報、提出額度等については、「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に關する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照されたい。</p> <p>サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた個別機能訓練計画の作成(Plan)、当該計画に基づく個別機能訓練の実施(Do)、当該実施内容の評価(Check)、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善(Action)の一連のサイクル(PDCAサイクル)により、サービスの質の管理を行うこと。</p> <p>提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものである。</p>
			<p>【Q&amp;A】</p> <p>「はり師・きゅう師を機能訓練指導員とする際に求められる要件にある以上の内容については細かく規定しないが、当然ながら、当該はり師・きゅう師が機能訓練指導員として実際に行なう業務の頻度・内容を踏みて、十分な経験を得たと当該施設の管理者が判断できることは必要となる。(平成30年度介護報酬改定Q&amp;A (平成30年3月23日)問33)</p>

加算減算名	実施体制	加算減算額	加算適用要件
② ③	はり師・きゅう師を機能訓練指導員として雇う際に、実際に理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に從事した経験を有することをどのように確認するのか。	はり師・きゅう師を機能訓練指導員として雇う際に、実際に理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に從事した経験を有することをどのように確認するのか。	例えば、当該はり師・きゅう師が機能訓練指導に従事した事業所の管理者が書面でそれを証していることを確認すれば、確認として十分である。(平成30年3月23日)問33)
ADL維持等加算(Ⅰ)	O	加算	<p>(1) 30単位 (1月につき)</p> <p>【報酬告示】別表3 注9 厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た単独型通所介護費、認知症対応型通所介護事業所又は共同型指定認知症対応型通所介護事業所において、利用者に対して指定認知症対応型通所介護を行った場合は、評価対象期間(別に厚生労働大臣が定める期間)の満了日の属する月の翌月から12月以内の期間に限り、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき所定単位数に計算する。ただし、Ⅰを算定している場合には、Ⅱは算定しない。</p> <p>【大臣基準告示】第16の2 1 通所介護費、特定施設入居者生活介護費、地域密着型通所介護費、認知症対応型特定施設入居者生活介護費、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護費及び介護福祉施設サービス等加算の基準</p> <p>(1)評価対象者(当該事業所又は当該事業所における若ADL維持等加算の基準に該する基準のいずれにも適合すること)。(2)評価対象者の利得期間の初月(以下「評価対象利用開始月」という。)と、当該月の翌月から起算して6月目(6月の終了月)までであること。</p> <p>(2)評価対象者全員について、評価対象利用期間の最終月(以下「評価対象利用最終月」という。)と、当該月の翌月から起算して6月目(6月の終了月)までに該該サービスの利用がある場合に限る。(3)評価対象者全員について、評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目(6月の終了月)までに該該サービスの利用がある場合に限る。</p> <p>① ADL維持等加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)について ADLの評価は、一定の研修を受けた者により、Barthel Indexを用いて行うものとする。 ② Q&amp;A</p>

加算の算定名	実施	加算の算定	加算の算定	Q	A
					<p>一定の研修とは、様々な主体によって実施されるBIの測定方法に係る研修を受講することや、厚生労働省において作成予定のBIに関するマニュアル(<a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/shinzui/2/0000198094_00037.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/shinzui/2/0000198094_00037.html</a>)及びBIの測定(この動画等)を用いて、BIの測定方法を学習することなどがあります。</p> <p>また、事業所は、BIによる評価を用いる職員を、外部・内部の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士から指導を受ける研修に定期的に参加させ、その参加履歴を管理することなどによりBIの測定について、適切な質の管理がある。加えて、これまでBIによる評価を実施したことがない職員が、はじめて評価を行う場合には、理学療法士等の同僚の下で実施する等の対応を行わなければならない。</p>
					<p>令和3年度にADL維持等加算を算定する場合に、LFEを利用して提出するBarthel Indexは合計値でよいが、令和4年度以降にADL維持等加算を算定することを目的として、Barthel Indexを提出する場合は、項目ごとの値を提出する必要がある。</p>
				<p>① ADLの評価は、一定の研修を受けた者により、Barthel Index(以下「BI」という。)を用いて行うとあるが、「一定の研修」とはなんにか。</p> <p>② LFEを用いたBarthel Indexの提出は、合計値でよいのか。</p> <p>③ 事業所又は施設において、評価対象利用期間が6月を超えるとは、どのような意味か。</p> <p>④ これまでADL維持等加算を算定していないかった事業所又は施設が、令和3年度又は令和4年度に新たに算定をしようとする場合の届出は、どのように行うのか。</p>	<p>サービスの利用に当たり、6月以上のサービス提供に係る計画を策定し、支額を行っていた場合において、計画期間の途中で当該サービスを利用していない月があつたとしても、当該月を除いて6月以上利用していれば評価対象者に含まれる。</p> <p>令和3年度に加算の算定を開始しようとする場合は、算定を開始しようとする月の前月までに、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の「ADL維持等加算[申出]」欄に「有無」について、「2あり」と届出を行う必要があります。加えて、加算の算定を開始しようとするとする月の末日までに、LFE上でADL利得に係る算定を開始し、加算の請求届出を行うこと。</p> <p>令和4年度以降に加算の算定を開始しようとするとする場合は、算定を開始しようとする月の前年同月に、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の「ADL維持等加算[申出]」欄に「有無」について、「2あり」と届出を行う必要があります。加えて、加算の算定を開始しようとするとする月の末日までに、LFE上でADL利得に係る基準を満たすことを確認し、加算の請求届出を行うこと。</p> <p>これまでADL維持等加算を算定していないかった事業所又は施設が、令和3年度又は令和4年度に新たに算定をして、「2あり」と届出を行う必要があります。加えて、加算の算定を開始しようとするとする月の末日までに、LFE上でADL利得に係る基準を満たさずことを確認し、加算の請求届出を行うこと。</p> <p>なお、「ADL維持等加算[申出]」の「有無」について、「2あり」と届け出たが、LFEでの確認の結果、ADL利得に係る基準を満たさなかつた場合に、今後、ADL維持等加算を算定する意思がないれば、「ADL維持等加算[申出]」の「有無」について、届出を「1なし」に変更すること。</p>

加算・減算名	実施体制	加算・減算	加算・減算適用要件
		⑤	これまでには、初めてADL維持等加算を算定しようとする事業所は、前年度に「ADL維持等加算[申出]」の有無の届出を指定職者に届け出る必要があるが、これに変更はあるのか。
		⑥	これまでADL維持等加算の算定事業所は、国保連合会からの審査結果を踏まえて決定されていたが、このフローはどうなるのか。
		⑦	これまでADL維持等加算の算定事業所は、国保連合会からの審査結果を踏まえて決定されたいたが、このフローはどうなるのか。
		⑧	これまで評価対象利用開始月と、当該月から起算して6月目の値で評価していたが、今回の改正で評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目となつたのは、後の月が1月ずれたということか。
		⑨	令和2年度のADL値を遡って入力する際に、過去分のADL値については評価者がハビリ担当者や介護職であり、一定の研修を受けていないが問題ないか。
		⑩	同一施設内で予防サービスも行っている。要支援から要介護になつた方の評価期間はどうなるのか。

加算額算定		基準	加算額算定	別紙3
				ADL維持等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定しようとする事業所又は施設は、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の「ADL維持等加算[申出]」の有無を「2あり」、「ADL維持等加算Ⅲ」を「なし」とする。
①	指定権者で「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援)」をどのように記載すればよいか。			令和4年度もADL維持等加算(Ⅲ)の算定を予定している事業所は、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の「ADL維持等加算[申出]」の有無が「2あり」、「ADL維持等加算Ⅲ」が「2あり」という記載することでの良いか。
②				令和3年度介護報酬改定により、ADL値の測定期は「評価対象利用開始月と当該月の翌月から起算して6ヶ月」となつたが、令和3年度にADL維持等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定しようとする場合においても、ADL値の測定期は改定後の基準に従うのか。
ADL維持等加算(Ⅱ)	○ 加算 60単位 (1月につき)			【大臣基準告示】16の2 口 【報酬告示】別紙3 注9 厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所において、利用者に対して指定認知症対応型通所介護を行った場合は、評価対象期間(別に厚生労働大臣が定める期間)の満了日の属する月の翌月から起算して6ヶ月の月に測定したADL値を、評価対象利用開始月から起算して6ヶ月の月に測定したADL値を持って代替することとして差し支えない。
				【大臣基準告示】16の2 口 厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所において、利用者に対して指定認知症対応型通所介護を行った場合は、評価対象期間(別に厚生労働大臣が定める期間)の満了日の属する月の翌月から起算して6ヶ月の月に測定したADL値を、評価対象利用開始月から起算して6ヶ月の月に測定したADL値を持って代替することとして差し支えない。 (1) ①(1)及び②(2)の基準に適合すること。 (2) 評価対象者のADL利得の平均値が二以上であること。
				【利用者等告示】37 ADL維持等加算の算定を開始する月の前年の同月から起算して12月までの期間

実施 機関名	実施 機関名	加算 算定期間	加算 算定期間	加算 算定期間	加算 算定期間					
		<p><b>[留意事項通知]第2の3の2(8)</b></p> <p>① ADL維持等加算(1)及び(II)について ADLの評価は、一定の研修を受けた者により、Barthel Indexを用いて行うものとする。 口大臣基準告示(平成27年厚生労働省告示第95号)第16号の2イ2イの提出は、LIFEを用いて行うこととする。</p> <p><b>[Q&amp;A]</b></p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">Q</td> <td style="text-align: center;">A</td> </tr> <tr> <td>①</td> <td> <p>・一定の研修とは、様々な主体によって実施されるBIの測定方法に係る研修を受講することや、厚生労働省において作成予定のBIに関するマニフェスト(https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094_00037.html)及びBIの測定についての動画等を用いて、BIの測定方法を学習することなどなどが考えられる。</p> <p>・また、事業所は、BIによる評価を行う職員を、外部・内部の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士から指導を受ける研修に定期的に参加させ、その参加履歴を管理するなどによりBIの測定について、適切な質の管理を図る必要がある。加えて、これまでBIによる評価を実施したことがない職員が、はじめて評価を行う場合には、理学療法士等の同席の下で実施する等の対応を行わなければならない。</p> </td> </tr> <tr> <td>②</td> <td> <p>令和3年度にADL維持等加算を算定する場合に、LIFEを用いて提出するBarthel Indexは合計値でよいが、令和4年度以降にADL維持等加算を算定することを目的として、Barthel Indexを提出する場合は、項目ごとの値を提出する必要がある。</p> </td> </tr> <tr> <td>③</td> <td> <p>LIFEを用いたBarthel Indexの提出は、合計値でよいのか。</p> <p>事業所又は施設において、評価対象利用期間が6月を超えるとは、どのような意味か。</p> </td> </tr> </table>	Q	A	①	<p>・一定の研修とは、様々な主体によって実施されるBIの測定方法に係る研修を受講することや、厚生労働省において作成予定のBIに関するマニフェスト(https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094_00037.html)及びBIの測定についての動画等を用いて、BIの測定方法を学習することなどなどが考えられる。</p> <p>・また、事業所は、BIによる評価を行う職員を、外部・内部の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士から指導を受ける研修に定期的に参加させ、その参加履歴を管理するなどによりBIの測定について、適切な質の管理を図る必要がある。加えて、これまでBIによる評価を実施したことがない職員が、はじめて評価を行う場合には、理学療法士等の同席の下で実施する等の対応を行わなければならない。</p>	②	<p>令和3年度にADL維持等加算を算定する場合に、LIFEを用いて提出するBarthel Indexは合計値でよいが、令和4年度以降にADL維持等加算を算定することを目的として、Barthel Indexを提出する場合は、項目ごとの値を提出する必要がある。</p>	③	<p>LIFEを用いたBarthel Indexの提出は、合計値でよいのか。</p> <p>事業所又は施設において、評価対象利用期間が6月を超えるとは、どのような意味か。</p>
Q	A									
①	<p>・一定の研修とは、様々な主体によって実施されるBIの測定方法に係る研修を受講することや、厚生労働省において作成予定のBIに関するマニフェスト(https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094_00037.html)及びBIの測定についての動画等を用いて、BIの測定方法を学習することなどなどが考えられる。</p> <p>・また、事業所は、BIによる評価を行う職員を、外部・内部の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士から指導を受ける研修に定期的に参加させ、その参加履歴を管理するなどによりBIの測定について、適切な質の管理を図る必要がある。加えて、これまでBIによる評価を実施したことがない職員が、はじめて評価を行う場合には、理学療法士等の同席の下で実施する等の対応を行わなければならない。</p>									
②	<p>令和3年度にADL維持等加算を算定する場合に、LIFEを用いて提出するBarthel Indexは合計値でよいが、令和4年度以降にADL維持等加算を算定することを目的として、Barthel Indexを提出する場合は、項目ごとの値を提出する必要がある。</p>									
③	<p>LIFEを用いたBarthel Indexの提出は、合計値でよいのか。</p> <p>事業所又は施設において、評価対象利用期間が6月を超えるとは、どのような意味か。</p>									

加算演算名	加算演算適用要件
答 韵	加算演算
④	<p>これまでADL維持等加算を算定していないかつた事業所又は施設が、令和3年度又は令和4年度に新たに算定をしようとする場合の届出は、どのように行うのか。</p> <p>令和3年度に加算の算定を開始しようとする場合は、算定を開始しようとすると月の前月までに、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の「ADL維持等加算[申出]」の有無について、「2あり」と届出を行う必要がある。加えて、加算の算定を開始しようとすると月の末日までに、LIFE上でADL利得に係る基準を満たすことを確認し、加算の請求届出を行つこと。</p> <p>令和4年度以降に加算の算定を開始しようとすると場合は、算定を開始しようとすると月の前年同月に、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の「ADL維持等加算[申出]」の有無について、「2あり」と届出を行つ必要がある。加えて、加算の算定を開始しようとすると月の末日までに、LIFE上でADL利得に係る基準を満たすことを確認し、加算の請求届出を行うこと。</p> <p>なお、「ADL維持等加算[申出]」の有無について、「2あり」と届出を行つ必要があるが、届出を行つことによって、届け出たが、LIFEでの確認の結果、ADL利得に係る基準を満たさなかつた場合に、今後、ADL維持等加算を算定する意思がないれば、「ADL維持等加算[申出]」の有無について、届出を「なし」に変更すること。</p>
⑤	<p>これまで初めてADL維持等加算を算定しようとすると事業所は、前年度に「ADL維持等加算[申出]」の有無の届出を指定権者に届け出る必要があるが、これに変更はあるのか。</p>
⑥	<p>これまでADL維持等加算の算定事業所は、国保連合会からの審査結果を踏まえて決定されたが、このプロセスはどうなるのか。</p>
⑦	<p>これまでADL維持等加算の算定事業所は、国保連合会からの審査結果を踏まえて決定されたが、このプロセスはどうなるのか。</p>
⑧	<p>これまで評価対象利用開始月と、当該月から起算して6ヶ月目の値で評価していたが、今回の改正で評価対象利用開始月の翌月から起算して6ヶ月目となったのは、後の月が1月ずれたということか。</p>

加算・減算名	体制	加算・減算	加算・減算適用要件
			令和2年度のADL値を塑って入力する際に、過去分のADL値については評価者がリハビリ担当者や介護職者であり、一定の研修を受けないが問題ないか。
		同一施設内で予防サービスも行っている。要支援から要介護になつた方の評価期間はどうなるのか。	要支援から要介護になつた方については、要介護になつた初月が評価対象利用開始月となる。
		指定権者で「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援)」をどのように記載すればよいか。	ADL維持等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定しようとする事業所又は施設は、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の「ADL維持等加算[申出]」の有無を「2あり」、「ADL維持等加算Ⅲ」を「1なし」とする。
			令和4年度もADL維持等加算(Ⅲ)の算定を予定している事業所は、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の「ADL維持等加算[申出]」の有無が「2あり」、「ADL維持等加算Ⅲ」が「2あり」という記載することで良いか。
			令和3年度介護報酬改定により、ADL値の測定時期は「評価対象利用開始月と当該月の翌月から起算して6ヶ月」となつたが、令和3年度にADL維持等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定しようとする場合においても、ADL値の測定期間は改定後の基準に従うのか。
			令和3年度にADL維持等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定する場合において、令和3年4月1日までに体制届出を行つている場合には、評価対象利用開始月の翌月から起算して6ヶ月に測定したADL値を、評価対象利用開始月から起算して6ヶ月に測定したADL値を持つて代替することとして差し支えない。

九十九)介護費算定要件			
算定要件名	算定期間	算定期間	算定期間
若年性認知症利用者受入加算	60単位 (1日につき) 加算	【報酬告示】別表3 注10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所にて、若年性認知症利用者に対する料金を算定する。	【大臣基準告示】18 通所介護費、通所ハビリテーション費、短期入所生活介護費、短期入所療養介護費(老人性認知症患者疾患療養病棟(健康保険法等の一部を改正する法律平成十八年法律第八百三十三条)施行令第二項の規定の趣旨によりなおその効力を有するものとされた)介護保険法施行令第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下「認知症病棟」という。を有する病院における短期入所療養介護費、認知症対応型共同生活介護費、看護小規模多機能型居宅介護費、看護多機能型居宅介護費、介護予防短期入所生活介護費、介護予防短期入所療養介護費(認知症病棟を有する病院における介護予防短期入所生活介護費を除く。)、介護予防認知症利用者受入料算定の基準
【留意事項】第2の4 (10)			
		③の2(14)を適用する。 (※)受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行すこと。	【Q&A】
【Q&A】			
		【Q】 一度本加算制度の対象者となつた場合、65歳以上にならっても対象のままか。	【A】 65歳の誕生日の前々日までは対象である。(平成21年4月改定関係Q & A vol.1 間101)
		② 担当者とは何か。定めるにあたつて担当者の資格要件はあるか。	若年性認知症利用者を担当する者のことで、施設や事業所の介護職員の中から定めていただきたい。人数や資格等の要件は問わない。(平成21年4月改定関係Q & A vol.1 間102)
栄養アセスメント加算	O 加算	50単位 (1月につき) 加算	【報酬告示】別表3 注11 いずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。 (1)当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。 (2)利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(注12において「管理栄養士等」という。)が共同して栄養アセスメントと共同して栄養アセスメント(利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。)を行つた場合は、栄養アセスメント加算として、1月につき50単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者が栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。 (3)利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たつて、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のため必要な情報を活用していること。 (4)別に厚生労働大臣が定める基準に適合している単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所であること。
【大臣基準告示】18の2			
			通所介護費、通所ハビリテーション費、地域密着型通所介護費、認知症対応型通所介護費、看護小規模多機能型居宅介護費、介護予防通所介護費及び介護予防認知症対応型通所介護費における栄養アセスメント加算の基準 【大臣基準告示】27号(平成12年厚生省告示第27号)第6号に規定する基準に該当しないこと。

加算・減算名	実施	加算・減算	加算・減算適用要件
③栄養アセスメント			<p>【留意事項通知】第204(11) (3)の2(15)を準用)</p> <p>③栄養アセスメントについては、3月に1回以上、イからニまでに掲げる手順により行うこと。あわせて、利用者の体重については、1月毎に測定すること。</p> <p>利用者ごとの低栄養状態のリスクを、利用開始時に把握すること。</p> <p>口管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの低栄養状態にも配慮しつつ、解決すべき栄養管理上の課題の把握を行うこと。</p> <p>ハイ及びロの結果を当該利用者又はその家族に対して説明し、必要に応じ解決すべき栄養管理上の課題に応じた栄養食事相談、情報提供等を行うこと。</p> <p>ニ低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者については、介護支援専門員と情報共有を行い、栄養改善計算に係る栄養改善サービスの提供を検討するよう依頼すること。</p> <p>④原則として、当該利用者が栄養改善計算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、栄養アセスメント加算に基づく栄養アセスメントの結果、栄養改善計算に係る栄養改善サービスの提供が必要と判断された場合は、栄養アセスメント加算の算定月でも栄養改善計算を算定できること。</p> <p>⑤厚生労働省への情報の提出については、LIFEを用いて行うこととする。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並びに様式例の提示について」を参照されたい。サービスの質の向上を図るために、LIFEへの提出情報及びバック情報を利用者の状態に応じた栄養管理の内容の決定(Plan)、当該決定に基づく支援の提供(Do)、当該支援内容の評価(Check)、その評価結果を踏まえた栄養管理の見直し・改善(Action)の一連のサイクル(PDCAサイクル)により、サービスの質の管理を行うこと。提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものである。</p>

### 【Q&A】

Q	A
①	<p>やむを得ない場合は、例えば、通所サービスの利用者について、情報を提出すべき月において、当該月の中旬に評価を行う予定であったが、緊急で月初に入院することとなり、当該利用者にも関わらず、システムトラブル等により提出ができなかった場合等、利用者単位で情報の提出ができるなかつた場合等、利用者の提出ができない場合がある。</p> <p>また、提出する情報について、必須項目である体重等が測定できず、一部の情報しか提出できなかつた場合等であつても、事業所・施設の利用者又は入所者全員に当該加算を算定することは可能である。</p> <p>ただし、情報の提出が困難であった理由について、介護記録等に明記しておく必要がある。(令和3年度 VOL.6 間2)</p>

加算項目名	本算	加算の算定	加算の適用要件
栄養改善加算	○	加算 3月以内の期 1回につき 200車位 (月2回を限度)	<p>【報酬告示】別表3 注2 次に記載するいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対する 栄養改善サービスを行った場合。 ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せざり、栄養改善サービスを引き続 き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができます。</p> <p>(1)当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア 計画を作成していること。</p> <p>(2)利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っていること。</p> <p>(3)利用者ごとの栄養状態を定期的に評価していること。</p> <p>(4)利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っていること。</p> <p>(5)厚生労働大臣の定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号第28条19)に適合している単独型・併設型指定認知症対応型通所介 護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所であること。</p>

【大臣基準告示】<sup>19</sup>  
通所介護費、地域密着型通所介護費、認知症対応型通所介護費、看護小規模多機能型居宅介護費、介護予防通所リハビリテーション費  
及び介護予防認知症対応型通所介護費における栄養アセスメント加算の基準  
通所介護費等算定方法(平成12年厚生省告示第27号)第6号に規定する基準に該当しないこと。

【留意事項通知】第2の4(12)(3)の2(16)を準用

④二 栄養改善サービスの提供に当たり、居宅における食事の状況を聞き取った結果、課題がある場合は、当該課題を解決するため、利  
用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、居宅での食事状況・食事環境等の具体的な課題的な課題の把握や、主として食事の  
準備をする者に対する栄養食事相談等の栄養改善サービスを提供すること  
水 利用者の栄養状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、概ね3月ごとに体重を測定する等により栄養状態の評価を行  
い、その結果を当該利用者を担当する介護支援専門員や主治の医師に対して情報提供すること。

【Q&A】

A

算定・減算名	算定・減算基準	算定・減算方法	算定・減算適用条件
① 家庭的低栄養状態による加算	当該加算が算定できる者の要件について、その他低栄養状態にある者はそのおそれがあると認められる者とは、以下のような場合が考えられる。 ・医師が医学的な判断により低栄養状態にある又はそのおそれがあると認める場合。 ・イ～ニの項目に掲げられている基準を満たさない場合であつても、認定調査票の「えん下」、「食事摂取」、「口腔清潔」、「特別な医療についてなどの項目や、特記事項、主治医意見書などから、低栄養状態にある又はそのおそれがあること、サービス担当者が会議において認められる場合。なお、低栄養状態のおそれがあると認められる者は、現状の食生活を統一した場合に、低栄養状態になる可能性が高いと判断される場合を考えられる。 ・また、食事摂取が不良の者とは、以下のようの場合が考えられる。 ・普段に比較し、食事摂取量が75%以下である場合。 ・1日の食事回数が2回以下であつて、1回あたりの食事摂取量が普段より少ない場合。(平21.3版 VOL69 問16)	① 家族の自署又は押印は必ずしも必要ではないと考えるが如何。 ② 家族の自署又はその家族が同意した旨を記載すればよく、利用者が自署又は押印は必須ではない。(平21.3版 VOL79 問4)	その他低栄養状態にある又はそのおそれがあると認められる者は、以下のような場合が考えられる。
② 口腔・栄養スクリーニング加算(1)	厚生労働大臣の定める基準に適合する指定認知症対応型通所介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者が低栄養状態の改善に必要な情報を持む。を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に、栄養スクリーニング加算として1回につき5単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養改善サービスを受けている間及び算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び算定に係る栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。	加算	20単位 (1回につき)
③ 口腔・栄養スクリーニング加算(2)	【大臣基準告示】19の2 イ 【報酬告示】別表3 注13 厚生労働大臣の定める基準に適合する指定認知症対応型通所介護事業所における口腔・栄養スクリーニング加算の基準 (1) 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態にあつては、その改善に必要な情報を持む。を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供すること。 (2) 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の学養状態について確認を行い、当該利用者の学養状態に必要な情報を含む。を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供すること。 (3) 通所介護費等算定方法(平成12年厚生省告示第27号)第1号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。 (4) 算定日が属する月が、次に掲げる基準のいずれにも該当しないこと。 (-)栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該利用者が口腔機能向上サービスを受けている間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月であること。 (-)当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月であること。	Q&A	A

加算・減算名	実施	加算・減算算用要件	加算・減算適用要件
口腔・栄養スクリーニング加算(II)	O	加算 (1回につき) 5単位	【報酬告示】別表3 注13 厚生労働大臣の定める基準に適合する指定認知症対応型通所介護費、看護小規模多機能型居宅介護費、介護予防認知症対応型通所介護費における口腔・栄養スクリーニング加算の基準 (1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (イ)(1)及び(3)に掲げる基準に適合すること。 (二)算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善サービスを受けている間であること。 (三)算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月であること。 (イ)(2)及び(3)に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (二)算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定していない、かつ、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間又は当該栄養改善サービスが終了した日の属する月ではないこと。 (三)算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月であること。
【Q&A】			
口腔機能向上加算(Ⅰ)	O	加算 3月以内の期間に限り1月に2回を限度 1回につき 150単位	【報酬告示】別表3 注14 厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出で、口腔機能が低下している利用者又そのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は喂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であつて、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下「口腔機能向上サービス」)を行った場合は、口腔機能向上加算として、当該基準に掲げる区分に従い、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき単位数を所定単位数に加算する。ただし、口腔機能向上加算(Ⅰ)を算定している場合においては、口腔機能向上加算(Ⅰ)は算定しない。また、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができます。

令和2年10月以降に栄養スクリーニング加算を算定した事業所において、令和3年4月に口腔・栄養スクリーニング加算を算定できるか。

算定できる。(令和3年度 VOL3 間20)

加算・減算名	実施体制	加算・減算	加算・減算適用条件
認知症対応型通所介護費 <sup>1</sup>	個別	○	<p>【大臣基準告示】第11の11(20を準用)<sup>1</sup></p> <p>認知症対応型通所介護費における口腔機能向上加算の基準</p> <p>次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1)言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。</p> <p>(2)利用者の口腔機能を把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。</p> <p>(3)利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービス(指定居宅サービス)を提供する口腔機能向上サービスをいう。以下同じ。)を行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に評価していること。</p> <p>(4)利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を定期的に評価していること。</p> <p>(5)通所介護費等算定方法第1号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。</p>
【留意事項通知】第2の4(14)(3)(2)(18)を準用)	個別	○	<p>④利用者の口腔の状態によっては、医療における対応を要する場合も想定されることから、必要に応じて、介護支援専門員を通して主治医又は主治の歯科医師への情報提供、受診勧奨などの適切な措置を講じることとする。なお、歯科医療を受診している場合であって、次の一イ又は口のいずれかに該当する場合には、加算は算定できない。</p> <p>イ 医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる医食機能療法を算定している場合</p> <p>ロ 医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる医食機能療法を算定していない場合であって、介護保険の口腔機能向上サービスとして「摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施」を行っていない場合。</p>

#### 【Q&A】

Q	本来業務を行う看護師は、機能訓練指導員を兼務できることどなつているが、口腔機能向上加算の算定要件としての看護師も兼務することは可能か。	それぞれ計画上に位置付けられているサービスが、適切に行われるために必要な業務量が確保できていなければ、業務は可能であり、口腔機能向上加算を算定することは可能である。(平18.2 全国会議 間45)
Q	① 口腔機能向上加算について、歯科医療との重複の有無については、歯科医療機関又は事業所のいずれにおいての看護師も兼務することは可能か。 ② 判断するのか。	歯科医療を受診している場合の口腔機能向上加算の取り扱いについて、患者又はその家族に説明した上、歯科医療機関が患者又は家族等に提供する管理計画書(歯科疾患管理料を算定した場合)等に基づき、歯科医療を受診した月に係る介護報酬請求時に、事業所において判断する。(平21.4版 VOL79 間1)

口腔機能向上加算(Ⅰ)	○	加算	3月以内の期間に限り1回に2回を限度
			【報酬告示】別表3 注4 厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出で、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対する実施されると認められる口腔清掃の指導若しくは実施又は喂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資するもの(以下「口腔機能向上サービス」)を行った場合は、口腔機能向上加算として、当該基準とし、当該基準に掲げる区分に従い、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき単位数を所定単位数に加算する。ただし、口腔機能向上加算(Ⅰ)を算定している場合においては、口腔機能向上加算(Ⅱ)は算定しない。また、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の結果、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

加算の実質適用要件		加算対象算定用要件	
【大臣基準告示】51の11120を準用) 口 認知症対応型通所介護費における口腔機能向上加算の基準	次のいずれにも適合すること。 (1) 介用者ごとの口腔機能改修管理指導計画等の内容等の情報が、厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって、当該情報その他の口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。	【留意事項通知】事2の4(14)(3)の2(18)を準用) ④利用者の口腔の状態によっては、医療における対応を要する場合も想定されることから、必要に応じて、介護支援専門員を通して主治医又は主治の歯科医師への情報提供、受診勧奨などの適切な措置を講じることとする。なお、歯科医療を受診している場合であって、次の一又は口のいずれかに該当する場合には、加算は算定できない。 イ 医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる摂食機能療法を算定している場合 ロ 医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる咀嚼機能療法を算定していない場合 ト 「摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施」を行っていない場合。	【留意事項通知】事2の4(14)(3)の2(18)を準用) ④利用者の口腔の状態によっては、医療における対応を要する場合も想定されることから、必要に応じて、介護支援専門員を通して主治医又は主治の歯科医師への情報提供、受診勧奨などの適切な措置を講じることとする。なお、歯科医療を受診している場合であって、次の一又は口のいずれかに該当する場合には、加算は算定できない。 イ 医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる摂食機能療法を算定している場合 ロ 医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる咀嚼機能療法を算定していない場合 ト 「摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施」を行っていない場合。
【Q&A】	Q	A	Q
		それぞれ計画上に位置付けられているサービスが、適切に行われるために必要な業務量が確保できているのであれば、業務は可能であり、口腔機能向上加算を算定することは可能である。(平18.2 全国会議 問45)	歯科医療を受診している場合の口腔機能向上加算の取扱いについて、患者又はその家族に説明書した上、歯科医療機関が患者又は家族等に提出する医療計画書(歯科医療患管理料を算定した場合)等に基づき、歯科医療を受診した月に係る介護報酬の請求時に、事業所において判断する。(平21.4版 VOL79 問1)
	①	本来業務を行う看護師は、機能訓練指導員を兼務できることなどなつては、歯科医療との重複の有無について ② 判断するのか。	口腔機能向上加算について、歯科医療又は事業所のいずれにおいて ① については、歯科医療機関又は事業所のいずれにおいて ② 判断するのか。
○ 加算	1月につき 4単位	【補附告示】別表3 注15 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し指定認知症対応型通所介護を行った場合は、科学的介護推進体制加算として、1月につき40単位を所定単位数に加算する。 (1)利用者のADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。 (2)必要に応じて認知症対応型通所介護計画を見直すなど、指定認知症対応型通所介護の提供に当たために必要な情報を活用していること。	科学的介護推進体制加算

加算・減算名	実施体制	加算・減算	加算・減算適用要件
【留置事項通知】第2の4(15)(3)の2(19)を参照	② 情報の提出については、LIFEを用いて行うこととする。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並びに業務処理手順及び様式例の提示について」を参照されたい。	③ 事業者は、利用者に提供するサービスの質を常に向上させていくため、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)のサイクル(PDCAサイクル)により、質の高いサービスを実施する体制を構築するとともに、その更なる向上に努めることとし、具体的には、次のような一連の取組が求められる。したがって、情報を厚生労働省に提出するだけではなく、本加算の算定対象とはならない。	<p>④ 利用者の心身の状況等に係る基本的な情報に基づき、適切なサービスを作成するためのサービス計画を作成する(Plan)。</p> <p>⑤ サービスの提供に当たっては、サービス計画に基づいて、利用者の自立支援や重度化防止に資する介護を実施する(Do)。</p> <p>⑥ LIFEへの提出情報及びフィードバック情報等も活用し、多職種が共同して、事業所の特性やサービス提供の在り方にについて検証を行う(Check)。</p> <p>⑦ 検証結果に基づき、利用者のサービス計画を適切に見直し、事業所全体として、サービスの質の更なる向上に努める(Action)。</p>

Q&A	A
Q	<p>・やむを得ない場合は、例えば、通所サービスの利用者について、情報を提出すべき月において、当該月の中旬に評価を行う予定であったが、緊急で月初に入院することとなり、当該利用者について情報の提出ができない場合や、データを入力したにも関わらず、システムトラブル等により提出ができなかつた場合等、利用者単位で情報の提出ができるなかつた場合等、利用者単位で情報についても、例えば、全身状態が急速に悪化した入所者について、必須項目である体重等が測定できず、一部の情報しか提出できなかつた場合等であっても、事業所・施設の利用者又は入所者全員に当該加算を算定することは可能である。</p> <p>・ただし、情報の提出が困難であった理由について、介護記録等に明記しておく必要がある。</p> <p>要件として定められた情報を「やむを得ない場合を除き、すべて提出すること」とされているが、「やむを得ない場合」とはどのような場合か。</p> <p>①</p> <p>LIFEの利用者登録の際に、氏名や介護保険被保険者番号等の個人情報を入力した。</p> <p>②</p> <p>LIFEに提出する情報に、利用者の氏名や介護保険被保険者番号等の個人情報が含まれるが、情報の提出に当たって、利用者の同意は必要か。</p>

加算実現要件	加算適用要件
③	<p>加算を算定しようと考えているが、例えば入所者のうち1人だけでも加算の算定に係る同意が取れない場合には算定できないのか。</p> <p>加算の算定に係る同意が得られない利用者又は入所者がいる場合であっても、当該者を含む原則全ての利用者又は入所者に係る情報を提出すれば、加算の算定に係る同意が得られた利用者又は入所者について算定が可能である。</p>
	<p>科学的介護推進体制加算、ADL維持等加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)、自立支援促進加算、個別機能訓練加算(Ⅱ)、リハビリテーションマネジメント加算(Ⅲ)又は(Ⅳ)口、リハビリテーションマネジメント計画書等による加算は理学療法若しくは作業療法及び言語聴覚療法において検証されており、Barthel Index(BI)のデータ提出に際して、老人保健健康増進等事業において一定の読み替え精度について検証されているICFステーシングから読み替えたものを提出してもよいか。</p> <p>BIの提出については、通常、BIを評価する場合に相当する読み替え精度が内容の妥当性を含め客観的に検証された指標について、測定者が、      - BIに係る研修を受け、      - BIへの読み替え規則を理解し、      - 読み替え精度等を踏まえ、必要に応じて、読み替えの際に、正確なBIを別途評価する等の対応を行い、提出することが必要である。      【通所系・居住系サービス】      ※ 平成30年度介護報酬改定に関するQ&amp;A(Vol.1) (平成30年3月23日)問30、問31は削除する。      ※ 平成30年度介護報酬改定に関するQ&amp;A(Vol.6) (平成30年8月6日)問2は削除する。</p>
同一建物減算	<p>▲94単位 (1日ににつき)</p> <p>【報酬告示】別表3 注17 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所若しくは共用型指定認知症対応型通所介護事業所と同一建物に居住する者又は単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所若しくは共用型指定認知症対応型通所介護事業所と同一建物から当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所若しくは共用型指定認知症対応型通所介護事業所に通う者に対し、指定認知症対応型通所介護を行つた場合は、1日ににつき94単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行つた場合は、この限りでない。</p> <p>【区分支給限度基準額外告示】13 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型通所介護費のイ及びロの注3、注5及び注17(※同一建物減算)並びにニ、ハから六までの規定による加算又は減算に係る費用の額並びに指定地域密着型サービス介護予防サービス介護給付費単位数表の認知症対応型通所介護費のイ及びロの注3、注5及び注16並びにハから六までの規定による加算又は減算に係る費用の額</p>

実施	加算・減算名	体創	加算・減算・決算	加算・減算・適用要件
	【留意事項通知】第2の4(16) 3の2(20)(※)を準用する。 (※)① 同一建物の定義 注24における「同一建物」とは、当該指定地域密着型通所介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物を指すものであり、具体的には、当該建物の1階部分に指定地域密着型通所介護事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建築物や直路を挟んで隣接する場合は該当しない。 ② ここの「同一建物」については、当該建物の管理、運営法人が当該指定地域密着型通所介護事業所の指定地域密着型通所介護事業者と異なる場合であっても該当するものであること。 ③ なお、傷病により一時的に歩行困難になった者又は歩行困難な要介護者であつて、かつ建物の構造上自力での通所が困難である者に対する送迎を行つた場合には、傷病により一時的に歩行困難になった者又は歩行困難な要介護者と当該指定地域密着型通所介護事業所の間の往復の移動を介助した場合は限らること。ただし、この場合、2人以上の従業者による移動介助を必要とする理由や移動介助の方針及び期間について、介護支援専門員とサービス担当者会議等で慎重に検討し、その内容及び結果について地域密着型通所介護計画に記載すること。また、移動介助者及び移動介助時の利用者の様子等について、記録しなければならない。			
	【Q&A】 Q 「建物の構造上自力での通所が困難」とは、具体的にどのような場合か。 A 当該建物にエレベーターがない又は故障中の場合を指す。 (平成24年度介護報酬改定Q&A vol.1 問35)		○ 滅算 (片道につき) ▲47単位	【留意事項通知】第2の4(18) 3の2(21)(※)を準用する。 (※)利用者が自ら指定地域密着型通所介護事業所に通う場合、利用者の家族等が利用者の居宅と指定地域密着型通所介護事業所との間の送迎を行つ場合など、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者が利用者の居宅と指定地域密着型通所介護事業所との間の送迎を行つ場合には、片道につき滅算の対象となる。ただし、注24(※同一建物滅算)の演算の対象となっている場合には、当該滅算の対象とはならない。
	【Q&A】 Q 指定認知症対応型通所介護事業所等の設備を利用した宿泊サービスを利用する場合の送迎滅算の考え方如何。 A ① 指定認知症対応型通所介護事業所において、送迎を行わないことは可能か。 ② 指定通所介護事業所等の設備を利用した宿泊サービスを利用する場合の送迎滅算の考え方如何。 A ③ 送迎滅算は、個別サービス計画上、送迎が往復か片道かを位置付けた上で行うことになるため、利用者宅に迎えに行つたが、利用者や家族等の都合で結果的に利用者の家族等が、事業所まで利用者を送つた場合には、滅算の対象とならないのか。 A 指定認知症対応型通所介護事業所において、送迎が不要な利用者がいる場合は、送迎を行わないことは可能である。(平成18年全国介護保険担当課長会議資料Q&A 問49) A 宿泊サービスを利用するにいかわらず、送迎をしていない場合は滅算となる。(平成27年度介護報酬改定に関するQ&A 問60) A 送迎滅算の有無に関しては、個別サービス計画上、送迎が往復か片道かを位置付けた上で、実際の送迎の有無を確認するQ&A(平成27年4月1日)問61)		○ 滅算 送迎滅算	

加算減算名	加算減算算定	送迎介護等について、事業所の職員が徒歩で利用者の送迎を実施した場合には、車両による送迎ではないが、送迎を行わない場合の減算対象にはならないと考へて良いか。	徒歩での送迎は、減算の対象にはならない。(平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(平成27年4月1日)問62)
①		① 通所介護等の居宅内介助については、独居など一人で身の回りの支度がきず、介助が必要となる場合など個別に必要性を判断の上、居宅サービス計画及び個別サービス計画に位置付けて実施するものである。 ② 現在、訪問介護が行っている通所サービスの送迎前後に行われている介助等について、一律に通所介護等で対応することを求めているものではない。 ③ 現在、訪問介護が行っている介助等について、一律に通所介護等で対応することを求めているものではない。 ④ 例えば、食事介助時に引き続き送迎への送り出しを行ななど訪問介護による対応が必要な利用者までも、通所介護等での対応を求めるものではない。(平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(平成27年4月1日)問52)	1 通所介護等の居宅内介助については、独居など一人で身の回りの支度がきず、介助が必要となる場合など個別に必要性を判断の上、居宅サービス計画及び個別サービス計画に位置付けて実施するものである。 2 現在、訪問介護が行っている介助等について、一律に通所介護等で対応することを求めているものではない。 3 現在、訪問介護が行っている介助等について、一律に通所介護等で対応することを求めているものではない。 4 例えば、食事介助時に引き続き送迎への送り出しを行ななど訪問介護による対応が必要な利用者までも、通所介護等での対応を求めるものではない。(平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(平成27年4月1日)問52)
⑤		⑤ サービス等への送り出しなどの送迎時ににおける居宅内介助等について、通所介護事業所等が対応できない場合は、訪問介護の利用は可能なのか。居宅内介助等を探す必要があるのか。	送迎時に居宅内で介助した場合は30分以内であれば所要時間に参入してもよいとするが、同一建物又は同一敷地内の有料老人ホーム等に居住している利用者へ介護職員が迎えに行き居宅内介助した場合も対象どおりである。
⑥		⑥ ⑦ 送迎時ににおける居宅内介助等については、複数送迎する場合は、車内に利用者を待たせるごとに異なるので、個別に送迎する場合のみが認められるのか。	個別に送迎する場合のみに限定するものではないが、居宅内介助に要する時間をサービスの提供時間に含めることを認めるものではあることから、他の利用者を送迎時・車内に待たせて行うことには認められない。(平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(平成27年4月1日)問54)
⑦		⑧ ⑨ 居宅内介助等を実施した時間を所要時間として、居宅サービス計画及び個別サービス計画に位置づけた場合、サービス区分の所要時間が利用者ごとに異なる場合が生じてもよいか。	サービスの提供に当たっては、サービス提供の開始・終了タイミングが利用者ごとに前後に異なることはあり、単位内でサービスの提供時間の異なる場合が生じても差し支えない。(平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(平成27年4月1日)問55)
⑩		訪問介護員等による送迎で通所サービスを利用する場合、介護報酬はどのように算定すればよいか。	・送迎については、通所サービスの介護報酬において評価しており、利用者の心身の状況により通所サービスの事業所の送迎車を利用することができないなど特別な事情のない限り、訪問介護員等による送迎を別途訪問介護費として算定することはできない。 ・ただし、利用者が、居宅から病院等の目的地を経由して通所サービスの事業所から病院等の目的地を経由して居宅へ帰る場合等、通所サービスの事業所へ行く場合や、通所サービスの事業所より送迎が行われる場合、当該利用者が利用しない通所サービスの事業所の従業者が当該利用者の居宅と事業所間の送迎を実施していないため、送迎減算が適用されることに留意すること。(令和3年度介護報酬改定Q&A vol.3 間30)
⑪		⑪ A事業所の利用者について、B事業所の従業者が当該利用者の居宅とA事業所との間の送迎を行った場合、送迎減算は適用されるのか。	送迎減算は、送迎を行つ利用者が利用している事業所の従業者(問中の事例であれば、A事業所の従業者)が当該利用者の居宅と事業所間の送迎を実施していない場合は、A事業所の従業者がA事業所と雇用契約を締結している場合は、A事業所の従業者(かつB事業所の従業者)が送迎を行つ利用者との契約を締結するため、この限りではない。(令和3年度介護報酬改定Q&A vol.3 間31)

実施 体制	加算・減算名	適用範囲	適用要件
○	サービス提供体制強化加算 (1)	22単位 (1回につき)	A事業所の利用者について、A事業所が送迎に係る業務を委託した事業者により、当該利用者の居宅とA事業所との間の送迎が行われた場合、送迎運賃は適用されるのか。  ①
○	サービス提供体制強化加算 (1)	○ 加算	【大臣基準告示】52 イ 認知症対応型通所介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準 次のいずれかに適合すること。 〔1〕次のいずれかに適合すること。 ①単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第42条第1項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所)指定地域密着型サービス基準第45条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第90条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第70条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。)、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。)のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上であること。 ②単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。 〔2〕通所介護費等算定方法第6号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

○	Q	【Q&A】	A
○	【報酬告示】別表3 ハ 厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市町村長に届け出た認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対して、認知症対応型通所介護サービスを行った場合は、サービス提供体制強化加算(II)及び(III)は算定しない。	【大臣基準告示】52 イ 認知症対応型通所介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準 次のいずれかに適合すること。 〔1〕次のいずれかに適合すること。 ①単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第42条第1項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所)指定地地域密着型サービス基準第45条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第90条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第70条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。)、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。)のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上であること。 ②単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。 〔2〕通所介護費等算定方法第6号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。	要件における介護福祉士等の取扱いについては、登録又は修了証明書の交付まで求めることではなく、例えば介護福祉士に登録され、翌月以降に国家試験の合格又は養成校の卒業を確認し、翌月31日に介護福祉士登録をした者について、介護福祉士として認めることができる。また、研修に於いて介護福祉士として認められれば、修了証明書の交付を待たずに研修修了者として含めることができます。なお、この場合において、事業者は当該資格取得等見込み者の、試験合格等の事実を試験センターのホームページ等で受験票とどもに、登録又は修了の事実を確認するべきものであることを。(平21.3版 VOL69問2)

加算の対象項目	算定基準	算定期間	算定期間
① 訪問介護員等(訪問入浴介護従業者等を含む。下記③及び④において同じ。)ごとに研修計画を策定させることとしているが、当該計画の期間については定めていないため、当該訪問介護員等の技能や経験に応じた適切な期間を設定する等、柔軟な計画策定をされたい。	特定事業所加算及びサービス提供体制強化加算の要件のうち、計画的な研修の実施に係る要件の留意事項を示されたい。	訪問介護員等(訪問入浴介護従業者等を含む。下記③及び④において同じ。)ごとに研修計画を策定させることとしているが、当該計画の期間については定めていないため、当該訪問介護員等の技能や経験に応じた適切な期間を設定する等、柔軟な計画策定をされたい。	訪問介護員等(訪問入浴介護従業者等を含む。下記③及び④において同じ。)ごとに研修計画を策定させることとしているが、当該計画の期間については定めていないため、当該訪問介護員等の技能や経験に応じた適切な期間を設定する等、柔軟な計画策定をされたい。
② 特定事業所加算及びサービス提供体制強化加算の要件のうち、定期的な健診検査の実施に係る要件の留意事項を示されたい。	特定事業所加算及びサービス提供体制強化加算の要件のうち、定期的な健診検査の実施に係る要件の留意事項を示されたい。	本要件においては、全体像に加えて、訪問介護員等ごとに計画策定することとされたが、この訪問介護員等ごとの意向等に応じ、職員をグループ分けして作成することも差支えない。	本要件においては、全体像に加えて、訪問介護員等ごとに計画策定することとされたが、この訪問介護員等ごとの意向等に応じ、職員をグループ分けして作成することも差支えない。
③ 特定事業所加算及びサービス提供体制強化加算の要件のうち、定期的な健診検査の実施に係る要件の留意事項を示されたい。	特定事業所加算及びサービス提供体制強化加算の要件のうち、定期的な健診検査の実施に係る要件の留意事項を示されたい。	本要件においては、全体像に加えて、訪問介護員等ごとに計画策定することとされたが、この訪問介護員等ごとの意向等に応じ、職員をグループ分けして作成することも差支えない。	本要件においては、全体像に加えて、訪問介護員等ごとに計画策定することとされたが、この訪問介護員等ごとの意向等に応じ、職員をグループ分けして作成することも差支えない。
④ 産休や育児休業、育児休業期間中は雇用関係が継続していることから、勤続年数に含めることができる。(平21.3版 VOL69 間6)	同一法人内であれば、異なるサービスの事業所での勤続年数や異なる職種(直接処遇職種)における勤続年数についてには通算することができます。また、事業所の合併又は別法人による事業の承継の場合であって、当該施設・事業所の職員に変更がないなど、事業所が実質的に継続していると認められる場合には、勤続年数を通算することができます。	同一法人内であれば、異なるサービスの事業所での勤続年数や異なる職種(直接処遇職種)における勤続年数についてには通算することができます。また、事業所の合併又は別法人による事業の承継の場合であって、当該施設・事業所の職員に変更がないなど、事業所が実質的に継続していると認められる場合には、勤続年数を通算することができます。	同一法人内であれば、異なるサービスの事業所での勤続年数や異なる職種(直接処遇職種)における勤続年数についてには通算することができます。また、事業所の合併又は別法人による事業の承継の場合であって、当該施設・事業所の職員に変更がないなど、事業所が実質的に継続していると認められる場合には、勤続年数を通算することができます。
⑤ 産休や病欠している期間は含めないと考えれるのか。	産休や育児休業、育児休業期間中は雇用関係が継続していることから、勤続年数に含めることができる。(平21.3版 VOL69 間6)	産休や育児休業、育児休業期間中は雇用関係が継続していることから、勤続年数に含めることができる。(平21.3版 VOL69 間6)	産休や育児休業、育児休業期間中は雇用関係が継続していることから、勤続年数に含めることができる。(平21.3版 VOL69 間6)

加算実施場所名	休憩時間	加算対象期間	加算対象期間	適用要件
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)				<p>サービス提供体制強化加算に係る体制の届出に当たつては、老企第36号等において以下のように規定されているところであり、これらに従つた取扱いとされたい。</p> <p>「事業所の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届出させることとする。なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定期間を行わないものとする。」</p> <p>具体的には、平成21年4月に算定するためには、平成20年12月から平成21年2月までの実績に基づいて3月に届出を行うが、その後平成21年1月から3月までの実績が基準を下回つた場合は、その事実が発生した日から加算の算定期間は行わないこととなるため、平成21年4月分の算定期間は行わないこととなる。(平21.3版 VOL69 間10)</p>
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)				<p>「届出日の属する月の前三月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとされている平成21年度の1年間及び平成22年度以降の前年度の実績が6月に満たない事業所について、体制届出後に、算定期間を下回つた場合はどう取扱うか。」</p> <p>⑥</p>
サービス提供体制強化加算(Ⅳ)	○	加算	18単位 (1回につき)	<p>【大臣基準告示】52 口 認知症対応型通所介護事業におけるサービス提供体制強化加算の基準 次のいずれにも適合すること。 (1)単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること。 (2)定員超利用・人員基準又は如に該当していないこと。</p> <p>【Q&amp;A】</p> <p>Q A</p> <p>特定事業所加算及びサービス提供体制強化加算における介護福祉士又は介護職員基礎研修課程修了者若しくは一級課程修了者とは、各月の前月の末日時点で資格を取得している者とされているが、その具体的取扱いについて ① 得示されたい。</p>

加算申請箇所名	加算申請箇所	加算申請要件
訪問介護員等(訪問入浴介護従業者等を含む)。(ごとに研修計画を策定されることとしているが、当該計画の期間に応じた適切な期間を設定する等、柔軟な計画策定をされたい。)	④	訪問介護員等(訪問入浴介護従業者等を含む)。(下記③及び④において同じ。)ごとに研修計画を策定されることとしているが、当該計画の期間や経験に応じて、訪問介護員等ごとの技能や経験に応じた適切な期間を設定する等、柔軟な計画策定をされたい。
特定事業所加算及びサービス提供体制強化加算の要件のうち、計画的実施の実施に係る要件の留意事項を示されたい。	②	特定事業所加算及びサービス提供体制強化加算の要件のうち、計画的実施の実施に係る要件の留意事項を示されたい。
特定事業所加算及びサービス提供体制強化加算の要件のうち、定期的な健康診断の実施に係る要件の留意事項を示されたい。	③	特定事業所加算及びサービス提供体制強化加算の要件のうち、定期的な健康診断の実施に係る要件の留意事項を示されたい。
同一法人内で異なるサービスの事業所(施設)における勤続年数や異なる業種(直接処遇を行う職種に限る。)における勤続年数も通算できるのか。さらに、事業所間の出向や事業の承継時にも通算できるのか。	④	同一法人内で異なるサービスの事業所(施設)における勤続年数や異なる業種(直接処遇を行う職種に限る。)における勤続年数も通算できるのか。さらに、事業所間の出向や事業の承継時にも通算できるなど同一グループの法人同士また、理事長が同じであるなど同一法人内に勤務する場合にも通算できるのか。
産休や介護休業、育児休業中の勤続年数に含めないと考えるのか。	⑤	産休や介護休業、育児休業中の勤続年数に含めないと考えるのか。

基準名	算定方法	実施	基準名	算定方法	実施
⑥ 加算・減算	サービス提供体制強化加算	(III)	「届出日の属する月の前三月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとどされている平成21年度の1年間及び平成22年度の前年度の実績が6月に満たない事業所について、体制届出後に、算定要件を下回った場合はどう取扱うか。	老企第36号等において以下のように規定されているところであり、これに従った取扱いとされたたい。 「事業所の体制について加算等が算定されなくなることがある場合は、加算等が算定されなくなることをとする。なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないものとする。」	サービス提供体制強化加算に係る体制の届出に当たっては、老企第36号等において以下のように規定されているところであり、これに従った取扱いとされたたい。 「事業所の体制について加算等が算定されなくなることがある場合は、加算等が算定されなくなることをとする。なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないものとする。」
○ 加算	6単位 (1回につき)	Q	認知症対応型通所介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準	【基準告示】別表3 ハ 厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市町村長に届け出した認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対しては、サービス提供体制強化加算(Ⅲ)を算定している場合においては、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)は算定しない。	「届出日の属する月の前三月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとどされている平成21年度の1年間及び平成22年度の前年度の実績が6月に満たない事業所について、体制届出後に、算定要件を下回った場合はどう取扱うか。
○ 加算	6単位 (1回につき)	Q&A	要件における介護福祉士等の取扱いについて 特定期間内に登録又は修了証明書の交付まで求めるものではなく、例えば介護福祉士には修了証明書の交付まで求めることなく、例えは介護福祉士国家試験の合格又は養成校の卒業を確認し、翌月以後に登録をした者についても、平成21年3月31日に介護福祉士国家試験の合格又は、平成21年4月において介護福祉士として含めることができます。また、研修については、全カリキュラムを修了していれば、修了証明書の交付を待たずして認めることが可能である。 なお、この場合において、事業者は該資格取得等員込み者の、試験合格等の事実を試験センターのホームページ等で受験票どく合する等して確認し、当該職員に対し速やかな登録等を促すとともに、登録又は修了の事実を確認するべきものであることを。(平21.3版 VOL69問2)	【基準告示】別表3 ハ 厚生労働大臣が定める基準に適合すること。 (1)単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所にあっては、設備を共用する指定認知症対応型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること。 (2)単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所、指定地域密着型特定施設又は指定認知症対応型介護老人福祉施設の指定認知症対応型介護老人福祉施設の指定期間内に規定する指定認知症対応型介護老人福祉施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること。 【Q&A】 ① 特定期間内に登録又は修了証明書の交付まで求めることなく、例えは介護福祉士国家試験の合格又は養成校の卒業を確認し、翌月以後に登録をした者についても、平成21年3月31日に介護福祉士国家試験の合格又は、平成21年4月において介護福祉士として含めることができます。また、研修については、全カリキュラムを修了していれば、修了証明書の交付を待たずして認めることが可能である。 なお、この場合において、事業者は該資格取得等員込み者の、試験合格等の事実を試験センターのホームページ等で受験票どく合する等して確認し、当該職員に対し速やかな登録等を促すとともに、登録又は修了の事実を確認するべきものであることを。(平21.3版 VOL69問2)	

加算・減算名	加算・減算	係	加算・減算要件
			<p>訪問介護員等(訪問入浴介護従業者等を含む。下記③及び④において同じ。)ごとに研修計画を策定されることとしているが、当該計画の期間については定めていないため、当該訪問介護員等の技能や経験に応じた適切な期間を設定する等、柔軟な計画策定をされたい。</p> <p>また、計画の策定することにさわれているが、この訪問介護員等ごとに策定することは、全体像に加えて、訪問介護員等ごとに本人の意向等に応じ、職員をグループ分けして作成することも差し支えない。</p> <p>なお、計画についでは、すべての訪問介護員等が概ね1年の間に1回以上、なんらかの研修を実施できるよう策定すること。(平21.3版 VOL69 間3)</p>
特定事業所加算及びサービス提供体制強化加算の要件のうち、計画的な研修の実施に係る要件の留意事項を示されたたい。			<p>本要件においては、労働安全衛生法により定期的に健康診断を実施することが義務づけられた、「常時使用する労働者」に該当しない訪問介護員等を含めた、すべての訪問介護員等に対し、1年以内ごとに1回、定期的に医師による健康診断を、事業所の負担により実施することとしている。</p> <p>また、「常時使用する労働者」に該当しない訪問介護員等に対する健康診断については、労働安全衛生法における取扱いと同様、訪問介護員等が事業者が事業所における健康診断(他の医師による健診)で受診しない場合については、他の医師による健診で受診した結果診断書面を提出したときは、健康診断の項目を省略できるほか、費用についても本人負担として差し支えないと示された。</p> <p>特定事業所加算及びサービス提供体制強化加算の要件のうち、定期的な健康診断の実施に係る要件の留意事項を示されたたい。</p>
②			<p>同一法人であれば、異なるサービスの事業所での勤続年数や異なる職種(直接処遇を行つ職種に限る。)に応じて勤続年数については通算することができる。また、事業所の合併又は別法人による事業の承継の場合であって、当該施設・事業所の職員に変更がないなど、事業所が実質的に継続して運営していると認められる場合には、勤続年数を通算することができる。ただし、グループ法人については、たとえ理事長等が同じであつたとしても、通算はできない。(平21.3版 VOL69 間5)</p>
③			<p>同一法人内であれば、異なるサービスの事業所(施設)における勤続年数や異なる業種(直接処遇職種)における勤続年数も通算できるのか。さらに、事業所間の出向や事業の承継時にも通算できるのか。</p> <p>また、理事長が同じであるなど同一グループの法人同士である場合にも通算できるのか</p>
④			<p>産休や介護休業、育児休業期間中は雇用関係が継続していることから、勤続年数に含めることができる。(平21.3版 VOL69 間6)</p>
⑤			

実施	休制	加算・減算	加算・減算	加算・減算要件
○	○	○	○	<p>【大臣基準告示】53(48を準用) イ 認知症対応型通所介護職員における介護職員処遇改善加算の基準</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)による費用の見込額(賃金改善に伴う法改正賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じること。</p> <p>(2) 指定通所介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第13項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。))にあっては、指定都市又は中核市の市長。第35号及び第66号を除き、以下同じ。)に届け出ていること。</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算の算定期に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すこととはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。</p> <p>(4) 当該指定通所介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善を都道府県知事に報告すること。</p> <p>(5) 算定期が属する月の前12月間において、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>(6) 当該指定通所介護事業所において、労働保険料労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第10条第2項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。)の納付が適正に行われていること。</p> <p>(7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(一) 介護職員の任用の際における賃金又は賃務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。</li> <li>(二) (一)の要件について書面をもつて作成し、全ての介護職員に周知していること。</li> <li>(三) 介護職員の資質の向上上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</li> <li>(四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。</li> <li>(五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。</li> </ul> <p>(六) (五)について書面をもつて作成し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>(七) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。</p>

加算申請書名	介護職員処遇改善計画書	加算申請要件
①	介護職員処遇改善計画書における賃金改善実施期間はいつから、いつまでか。	加算における賃金改善を実施する期間であり、当該加算は平成24年4月から算定が可能となるため、その賃金改善実施期間についても原則4月(年度の途中で加算の算定を受ける場合、当該加算を受けた月)から翌年の3月までとなる。 なお、交付金を受けている場合等により、賃金改善期間の重複が発生する等の理由がある場合は、賃金改善実施期間を6月から翌年5月までとするなど柔軟な対応をとられたい。(平24. 3版 VOL267 問224)
②	介護職業者から求める書類について、国から基準は示されているか。	労働基準法(昭和22年法律第49号)第89条に規定する就業規則や就業規則と別に作成している賃金・退職手当・臨時の賞金等に関する規程を想定している。(平24. 3版 VOL267 問225)
③	介護職員処遇改善計画書や報告書に記載する証拠書類として事業者から求める書類について、国から基準は示されているか。	3月16日付け老癡0316第2号通知で様式例を示したところであり、指定権者をまたいで複数事業所を一括して法人単位で介護職員処遇改善計画書を作成することもあり、事務の簡素化の観点から、特段の事情のない限り同様式例を活用して頂きたい。(平24. 3版 VOL267 問226)
④	介護職員の資質向上の支援に関する計画には、具体的にどのような内容が必要か。	当該計画については、特に基準等を設けておらず、事業者の運営方針や事業者が求める介護職員像及び介護職員のキャリア志向に応じて適切に設定されたい。また、計画の期間は必ずしも賃金改善実施期間と合致しなくて良好。 (1) 利用者のニーズに応じた良質なサービス提供そのため、介護職員が技術・能力(例:介護技術、コミュニケーション能力、協調性、問題解決能力、マネジメント能力等)の向上に努めること。 (2) 事業所全体での資格等(例:介護福祉士、介護職員基礎研修、訪問介護員研修等)の取得率向上 (平24. 3版 VOL267 問227)

加算・減算名	実施	依頼	加算計算	加算算出要件
⑤ 介護職員処遇改善加算に係る、厚生労働大臣が別に定める基準の内容のうち、イ(6)の「労働保険料の納付が適正に行われていること」について具体的に内容を確認すればよいか。				加算の算定をしようとする事業所における従事者に対する労働保険の加入状況が適切に行われていることが必要となるため、労働保険保険関係成立届等の納入証明書(写)等を提出書類に添付する等により確認する。(平24. 3版 VOL267 問228)
⑥ 実績報告書の提出期限はいつなのか。				各事業年度における最終の支払いがあつた月の翌々月の末日までに、介護職員処遇改善実績報告書を提出する。例:加算を算定する最後のサービス提供月が3月の場合、5月支払となるため、2か月後の7月末となる。(平24. 3版 VOL267 問229)
⑦ キャリアバス及び労働保険納付に関する確認資料は、交付金申請事業所からも改めて提出を求める必要があるか。				介護職員処遇改善交付金を受けている事業所について、都道府県に届出をする場合は、キャリアバス及び労働保険納付に関する確認資料に変更がない場合、省略を可能とする。また、指定都市又は中核市については、都道府県から指定事務等の一環として、これらの確認資料を引き継ぐ場合については、省略を可能とする。地域密着型サービスについて、新たに市町村に届出が必要となる場合には、新たに都道府県に提出している資料と同様の提出が必要となる。(平24. 3版 VOL267 問230)
⑧ 賃金改善等の処遇改善計画の介護職員への周知方法の確認について、回覧形式で判子を押印した計画書の写しを提出させることが考えられるが、具体的にどのように周知すればよいか。				賃金改善計画等の周知については、全従事者が閲覧できる掲示板等への掲示や全従事者への文書による通知等が考えられるが、各法人・事業所において適切な方法で実施することが必要である。(平24. 3版 VOL267 問231)
⑨ 労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に科せられていないことは、どのようにして確認するのか。				事業所の指定を行う際と同様に、届出を行う事業所に誓約書等の提出を求めるにより確認する。(平24. 3版 VOL267 問232)

加算申請項目名	加算申請	加算算定要件
種類	文書	
職責や職務内容等については、特に基準等を設けておらず、事業者の運営方針等に基づいて設定することが必要である。 (平24. 3版 VOL267 問233)		
介護職員の任用の際ににおける職責又は職務内容等の定めには、最低限、どのような内容が必要か。	⑩ ⑪ ⑫	加算を算定する際に提出した介護職員処遇改善計画書等に変更があった場合には、必要な事項を記載した変更の届出を行う。なお、加算取得に影響のない軽微な変更については、必ずしも届け出を行う必要はない。 また、介護職員処遇改善計画は収入額・支出額等を各年度、見直しをする必要があるため、各年毎に作成することが必要である。 (平24. 3版 VOL267 問235)
介護職員処遇改善計画書の作成について、当該計画の内容が変更になった場合は、改めて都道府県知事等に届け出る必要があるのか。また、当該計画は、事業年度を超えて作成することはできないと解じよろしいか。	⑬ ⑭ ⑮	加算の算定要件は、賃金改善額が加算による収入額を上回ることであり、加算による収入額を下回ることは想定されないが、仮に加算による収入額を下回っている場合は、一時金や賞与として支給されることが望ましい。 なお、賃金な事例については、加算の算定要件を満たしていない不正請求として全額返還となる。(平24. 3版 VOL267 問237)
実績報告で賃金改善額が加算額を下回った場合、これまでの交付金と同様、返還する必要があるのか。	⑯ ⑰ ⑱	加算の算定要件で実績報告を行うこととしており、指定管理者が実績報告の提出を行っているにも関わらず、実績報告の提出を行わない場合は、加算の算定要件を満たしていない不正請求として全額返還となる。(平24. 3版 VOL267 問238)
期限までに実績報告が行われない場合は、実施期間中の該加算は全額返還となるのか。	⑲ ⑳ ㉑	平成24年度に交付金の承認を受けていた介護サービス事業所等においては、当該承認をもって、加算の算定要件を満たしたもののみなし、平成24年5月末までに、介護職員処遇改善計画書及び計画書添付書類を都道府県知事等に届出をすることとで算定を可能とする終過渡措置を設定した。従って、この間に介護職員処遇改善計画書を作成し、都道府県知事等に届け出ることが必要である。(平24. 3版 VOL267 問239)
通常、加算は実施した翌月以降に請求することとなるが、4月から加算を算定しようとする場合、3月中には介護職員処遇改善計画書を作成して従業員に周知しなければならないが、期間が短く対応ができないのではないか。	㉒	

加算実施要件名	実施要件	体制	加算実施要件名	実施要件
⑯ 介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善の算定要件は、事業所ごとに算定をするため事業所毎に算定をする。事業所等(法人である場合や介護サービス事業者等)における報告書は、(法人単位ではなく)事業所ごとに提出する必要があります。	事業所毎に算定をするため事業所毎の届出が原則となるが、介護サービス事業所等(法人である場合や介護サービス事業者等)における報告書は、(法人単位ではなく)事業所ごとに提出する必要があります。	介護職員処遇改善加算は、事業所で作成・複数事業所を一括で作成・複数事業所を一括で作成可能とする必要があります。複数事業所を一括で作成する場合、事業所の一覧(添付資料1)、都道府県状況一覧(添付資料2)、市町村状況一覧(添付資料3)を添付することとしている。	介護職員処遇改善加算は、事業所で作成・複数事業所を一括で作成する場合、事業所の一覧(添付資料1)、都道府県状況一覧(添付資料2)、市町村状況一覧(添付資料3)を添付することとしている。
⑰ 介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善計画書を単独事業所で作成する場合や同一県内の複数事業所を一括で作成する場合など、どのような様式で届け出ればよいか。	介護職員処遇改善計画書は全ての事業所で作成・複数事業所を一括で作成可能とする必要があります。複数事業所を一括で作成する場合、事業所の一覧(添付資料1)と市町村状況一覧(添付資料3)が添付資料として必要になる。(平24.3版 VOL267 間241)	介護職員処遇改善計画書は、区分支給限度基準額の算定には含まれない、また、利用者には通常の介護報酬算出方式に基づき算出した額の1割を請求することになる。(平24.3版 VOL267 間242)	介護職員処遇改善加算は、区分支給限度基準額の算定には含まれない、また、利用者には通常の介護報酬算出方式に基づき算出した額の1割を請求することになる。(平24.3版 VOL267 間242)
⑱ 介護職員処遇改善加算	⑯ 介護職員処遇改善加算は、区分支給限度基準額に反映しないことがありますか、利用料には反映されるのか。	介護職員処遇改善加算の算定要件として、介護職員処遇改善計画書や実績報告書を都道府県知事等に提出することなどなっていますが、当該要件を満たしていることを証するため、計画書や実績報告書の提出を受けた都道府県知事は、(介護報酬算定に係る体制等状況一覧表の「受理通知」等)を事業所に送付する必要があるのか。	介護職員処遇改善加算の算定に係る事務を済らなく行うために必要な事務については、他の加算同様に実施することが必要である。(平24.3版 VOL267 間243)	介護職員処遇改善加算の算定要件は、新設した又は手当、賞与又は一時金等)等を記載することとしているが、基本給で実施されることは望ましい。(平24.3版 VOL267 間245)
⑲ 介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算では、賃金改善は複数の給与項目で実施でききたが、加算においても同様の取り扱うのが。一時金で改善してもよいか。	交付金事業では、賃金改善は複数の給与項目で実施でききたが、加算においても同様の取り扱うのが。一時金で改善してもよいか。	介護職員処遇改善加算による収入を上回ることであり、事業所(法人)全体での賃金改善が要件を満たしていれば、一部の介護職員を対象としないことは可能である。(平24.3版 VOL267 間246)	介護職員処遇改善加算の算定要件は、賃金改善に要する額が加算による収入を上回ることであり、事業所(法人)全体での賃金改善が要件を満たしていれば、一部の介護職員を対象としないことは可能である。(平24.3版 VOL267 間246)

加算の減算名	加算・減算	介護報酬用要件	加算・減算用要件
		平成24年当初の特例については、介護職員処遇改善交付金を受けている事業所については、平成24年4月1日から下記の加算を算定する事業所とみなすこととなる。ただし、平成24年5月末日までに届出に関する書類を指定権者に提出する必要がある。 また、加算の要件を交付金の時と変更する場合や新規に加算を取得する場合は、新規の届出が必要になり、加算の取得を辞退する場合は、その旨の届出が必要である。	平成24年当初の特例については、介護職員処遇改善交付金を受けている事業所については、平成24年4月1日から下記の加算を算定する事業所とみなすこととなる。ただし、平成24年5月末日までに届出に関する書類を指定権者に提出する必要がある。 また、加算の要件を交付金の時と変更する場合や新規に加算を取得する場合は、新規の届出が必要になり、加算の取得を辞退する場合は、その旨の届出が必要である。
①		介護職員処遇改善交付金 ⇒ 100% 90% 80% (平24.3版 VOL267 間247)	介護職員処遇改善加算 加算(Ⅰ) 加算(Ⅱ) 加算(Ⅲ) (平24.3版 VOL267 間247)
②		通常の介護報酬における単位の計算と同等に、一単位未満の端数を四捨五入し、現行の他の加算と同様になる。また、利用者負担についても現行の他の加算と同様に、介護職員処遇改善加算額から保険請求額等を減じた額となる。 なお、保険請求額は、1円未満の端数切り捨てにより算定する。 (平24.3版 VOL273 間41)	
③		介護職員処遇改善加算は、サービス別の介護報酬総単位数にサービス別の加算率を乗じて算出する。 その上で、利用者負担を算出する際には、まずは介護報酬総単位数が区分支給限度基準額を超えているか否かを確認した上で超えている場合には、超過分と当該超過分に係る加算は保険給付の対象外となる。(平24.4版 VOL284 間12)	
④		これまでの取扱いと同様に、いずれのサービスを区分支給限度基準額超過の取扱いとして構わない。また、ケアプラン作成時に、ケアマネジャーがどのサービスを区分支給限度基準額超過とするかについて判断する。(平24.4版 VOL284 間13)	
⑤		複数のサービスを利用し、区分支給限度基準額を超えた場合、どのサービスを区分支給限度基準額超過の取扱いとするのか。また、それは誰がどのように判断するのか。	
⑥		賃金改善実施期間は、加算の算定期数より短くすることは可能か。	加算の算定期数と同じ月数とすること。(平24.4版 VOL284 間14)
⑦		介護職員処遇改善交付金を受けておらず、平成24年4月から新規に介護職員処遇改善加算を算定する事業所について、国保連からの支払いは6月になるので、賃金改善実施期間を6月からどうすることは可能か。	賃金改善実施期間は原則4月から翌年3月末までの1年間とすることとしているが、6月からの1年間として取扱うことも可能である。(平24.4版 VOL284 間15)

加算・減算名	実施体制	支給限度・算定・適用要件
⑦ 介護職員処遇改善実績報告書の「介護職員処遇改善加算額」欄には保険請求分に係る加算額(利用者割負担分を含む)と区分支給限度基準額を超えたサービスに係る加算額を合算した額を記載することとし、その内訳が分かるようになること。(平24.4版 VOL284 間16)		保険請求分に係る加算額(利用者割負担分を含む)と区分支給限度基準額を超えたサービスに係る加算額を合算した額を記載することとし、その内訳が分かるようになること。(平24.4版 VOL284 間16)
⑧ 地域密着型サービスの市町村独自加算については、介護従事者処遇改善加算の算定における介護報酬総単位数に含めてよいか。		介護報酬総単位数に含める取扱いとなる。(平24.4版 VOL284 間17)
⑨ 職員1人当たり月額1万2千円相当の上乗せが行われることとなっており、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)が新設されたが、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)と介護職員処遇改善加算(Ⅱ)を同時に取得することによって上乗せ分が得られるのか、それとも新設の介護職員処遇改善加算(Ⅰ)のみを取得すると上乗せ分も得られるのか。		新設の介護職員処遇改善加算(以下「処遇改善加算」という。)(Ⅰ)に設定されているサービスごとの加算率を1月当たりの給付単位数に乘じることにより、月額2万7千円相当の加算が得られる仕組みなどなっており、これまでに1万5千円相当の加算が得られる区分を取得していた事業所・施設は、処遇改善加算(Ⅰ)のみを取得することにより、月額1万2千円相当の上乗せ分が得られる。 なお、処遇改善加算(Ⅰ)～(IV)については、いずれかの区分で取得した場合、当該区分以外の処遇改善加算は取得できなることに留意すること。(平27.2 VOL471 間36)

加算・減算名	特徴	加算・減算算定計算	加算・減算適用要件	
⑤	事業者が加算の算定期に相当する介護職員の賃金改善を実施する際、賃金改善の基準点はいつなのか。	賃金改善は、加算を取得していない場合の賃金水準と加算を算定されるものであり、比較対象となる加算を取得していない場合の賃金水準とは、以下のどおりである。 なお、加算を取得する月の属する年度の前年度に勤務実績のない介護職員については、その職員と同職であって、勤続年数等が同等の職員の賃金水準と比較する。 ○ 平成26年度以前に加算を取得していた介護サービス事業者等の介護職員の場合、次のいずれかの賃金水準 ・加算を取得する直前の時期の賃金水準(介護職員待遇改善交付金(以下「交付金」という。)を取得していた場合は、交付金による賃金改善の部分を除く。) ・加算を取得する月の属する年度の前年度の取得による賃金改善の部分を除く。) ○ 平成26年度以前に加算を取得していない介護サービス事業者等の介護職員の場合 加算を取得する月の属する年度の前年度の賃金水準(平27. 2 VOL471 間38)	職場環境等要件を満たすための具体的な事例は、平成27年3月31日に発出された老癡033号第34号の別紙様式2の(3)を参照されたい。 また、待遇改善加算(1)を取得するに当たって平成27年4月から実施した賃金改善以外の待遇改善の取組内容を記載する際に、別紙様式2の(3)の項目について、平成20年10月から実施した当該取組内容と重複することは差し支えないが、別の取組であることが分かるように記載すること。 例えば、平成20年10月から実施した取組内容として、介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットを導入し、平成27年4月から実施した取組内容として、同様の目的でリフト等の介護機器等を導入し、同様に腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入リチックするなどになりますが、それぞれが別個の取組であり、平成27年4月から実施した新しい取組内容であることから、その他の欄にその旨が分かるように記載すること等が考えられる。(平27. 2 VOL471 間39)	
⑥		職場環境等要件(既定量的要件)で求められる「賃金改善以外の待遇改善への取組」とは、具体的にどのように違うのか。	職場環境等要件(既定量的要件)で求められる「賃金改善以外の待遇改善への取組」とは、具体的にどのようないままであることか。 また、待遇改善加算(1)を取得するに当たって、平成27年4月以前から継続して実施している待遇改善の内容を強化・芳実じた場合は、算定期を満たしたものと取り扱つよいいか。 更に、過去に実施した賃金改善以外の待遇改善の取組と、成27年4月以降に実施した賃金改善以外の取組は、届出書の中でどのように判別するのか。	待遇改善加算の算定期は、賃金改善に要する額が処遇改善加算による収入を上回ること(以下では、一部の介護職員を対象しないことは可能である)。 ただし、この場合を含め、事業者は、賃金改善の対象者、支払期、要件、賃金改善額等について、計画書等に明記し、職員に周知すること。 また、介護職員がら加算に係る賃金改善に関する照会があつた場合は、当該職員にについての賃金改善の内容について書面を用いるなど分かりやすく説明すること。(平27. 2 VOL471 間40)
⑦			一時金で待遇改善を行う場合、「一時金支給日まで在籍している者のみに支給する支給日前に退職した者には全く支払われない」という取扱いは可能か。	

加算・減算名	加算・減算算定算式	加算・減算適用要件
		介護予防・日常生活支援総合事業に移行した場合には、保険給付としての同加算は取得できない取扱いとなる。(平27.2 VOL471 問41)
⑪	処遇改善加算の算定期件である「処遇改善加算の算定期額に相当する賃金改善」に関して、下記の取組に要した費用を賃金改善として計上して差し支えないか。 ① 法人で受講を認めた研修に関する参加費や教材費等について、あらかじめ介護職員の賃金に上乗せして支給すること。 ② 研修に関する交通費について、あらかじめ介護職員に賃金に上乗せして支給すること。 ③ 介護職員の健康診断費用や、外部から講師を招いて研修を実施する際の費用を法人が肩代わりし、当該費用を介護職員の賃金改善とすること。	処遇改善加算を取得した介護サービス事業者等は、処遇改善加算の算定期額に相当する賃金改善の実施と併せて、キャリアパス要件や職場環境等要件を満たす必要があるが、当該取組に要する費用については、算定期件における賃金改善の実施に当該取組に要する費用以外であって、処遇改善加算の算定期額に相当する賃金改善を行つたための具体的な方法については、効率的かつ適切に話し合った上で決定すること。(平27.2 VOL471 問42)
⑫	平成26年度以前に従来の処遇改善加算を取得していた介護サービス事業者等で、交付金を受けていた事業所の介護職員の賃金改善に当たっての「直前の時期の賃金水準」とは、平成24年度介護報酬改定Q&A(vol.1)(平成24年3月16日)処遇改善加算の問223における取扱いと同様に、平成23年度の賃金水準(交付金を取得していた場合は、交付金による賃金改善の部分を除く。)をいう。 したがって、平成24年度介護報酬改定における取扱いと同様に、交付金が取得可能な前年の平成21年9月以前の賃金水準を基準点とすることができない。(平27.2 VOL471 問43)	平成26年度以前に従来の処遇改善加算を取得していた介護サービス事業者等の介護職員の賃金改善の基準点の1つに「加算を取得する直前の時期の賃金水準(交付金による賃金改善の部分を除く。)」があるが、直前の時期とは、具体的にいつまでを指すのか。交付金を受けていた事業所については、交付金が取得可能な前の平成21年9月以前の賃金水準を基準点とすることができない。
⑬	職場環境等要件(旧定期的要件)について、2つ以上の取組を実施した旨を過去に申請していたとしても、あくまでも従来の処遇改善加算を取得するに当たっての申請内容であることから、今般、新しい処遇改善加算を取得するに当たっては、平成21年4月から実施した処遇改善(賃金改善を除く。)の内容を全ての介護職員に対して、新たに周知する必要がある。 なお、その取組内容を記載する際に、別紙様式2の(3)の項目の上で、平成20年10月から実施した当該取組内容と重複することはない。 (平27.2 VOL471 問44)	平成26年度以前に従来の処遇改善加算を取得した際、職場環境等要件(旧定期的要件)について、2つ以上の取組を実施した旨を申請していた場合、今般、新しい処遇改善加算を取得するに当たって、平成27年4月から実施した処遇改善(賃金改善を除く。)の内容を全ての介護職員に対して、新たに周知する必要があるのか。
⑭	職場環境等要件について、「賃金の向上」、「労働環境、処遇の改善」、「その他」といったカテゴリー別に例示が挙げられているが、処遇改善加算を取得するに当たっては、各カテゴリーにおいて1つ以上の取組を実施する必要があるのか。	あくまでも例示を分類したものであり、例示全体を参考とし、選択したキャリアパスに関する要件と明らかに重複する事項ではないものを1つ以上実施すること。(平27.2 VOL471 問45)

加算名	算用要件
算用要件	算用要件
平成27年度に処遇改善加算を取得するに当たつて、賃金改善に係る比較時点として、平成26年度中に定期昇給が行われた場合、前年度と異なる平成26年度の賃金水準が行わる場合は、定期昇給前の賃金水準となるのか、又は年度平均の賃金水準になるのか、又は年度平均の賃金水準になるのか。	<p>平成27年度に処遇改善加算を取得するに当たつて、賃金改善に係る比較時点として、平成26年度中に定期昇給が行われた場合、前年度と異なる平成26年度の賃金水準が行わる場合は、定期昇給前の賃金水準となるのか、又は年度平均の賃金水準になるのか、又は年度平均の賃金水準になるのか。</p> <p>今般、処遇改善加算を新しく取得するに当たつて、処遇改善加算の算定額に相当することを考慮して、以下 の内容を充てることを考慮した場合、算定要件にあ る当該賃金改善分とすることは差し支えないか。            ① 過去に自主的に実施した賃金改善分            ② 通常の定期昇給等によって実施された賃金改善分</p> <p>平成27年度に処遇改善加算を算定するに当たつて、賃金改善の見込額を算定するために必要な「加算を取 得していない場合の賃金の総額」の時点についてには、どの ような取扱いとなるのか。</p>
⑬	<p>平成27年度に処遇改善加算を取得するに当たつて、賃金改善に係る比較時点として、平成26年度中に定期昇給が行われた場合、前年度と異なる平成26年度の賃金水準が行わる場合は、定期昇給前の賃金水準となるのか、又は年度平均の賃金水準になるのか、又は年度平均の賃金水準になるのか。</p> <p>今般、処遇改善加算を新しく取得するに当たつて、処遇改善加算の算定額に相当することを考慮して、以下 の内容を充てることを考慮した場合、算定要件にあ る当該賃金改善分とすることは差し支えないか。            ① 過去に自主的に実施した賃金改善分や、定期昇給等による賃金改善分を含むことができる。(平27. 2 VOL471 問47)</p>
⑭	<p>平成27年度に処遇改善加算を算定するに当たつて、賃金改善に係る比較時点として、平成26年度中に定期昇給が行われた場合、前年度と異なる平成26年度の賃金水準が行わる場合は、定期昇給前の賃金水準となるのか、又は年度平均の賃金水準になるのか。</p> <p>今般、処遇改善加算を新しく取得するに当たつて、処遇改善加算の算定額に相当することを考慮して、以下 の内容を充てることを考慮した場合、算定要件にあ る当該賃金改善分とすることは差し支えないか。            ① 過去に自主的に実施した賃金改善分や、定期昇給等による賃金改善分を含むことができる。(平27. 2 VOL471 問47)</p>
⑮	<p>平成27年度に処遇改善加算を算定するに当たつて、賃金改善に係る比較時点として、平成26年度中に定期昇給が行われた場合、前年度と異なる平成26年度の賃金水準が行わる場合は、定期昇給前の賃金水準となるのか、又は年度平均の賃金水準になるのか。</p> <p>今般、処遇改善加算を新しく取得するに当たつて、処遇改善加算の算定額に相当することを考慮して、以下 の内容を充てることを考慮した場合、算定要件にあ る当該賃金改善分とすることは差し支えないか。            ① 過去に自主的に実施した賃金改善分や、定期昇給等による賃金改善分を含むことができる。(平27. 2 VOL471 問47)</p>

加算・減算名	実施体制	加算演算	加算適用要件
		<p>② 介護職員が派遣労働者の場合の対象となるのか。</p> <p>③ 平成27年度から新たに介護サークル事業所・施設を開設する場合も処遇改善加算の取得は可能か。</p> <p>④ 介護職員処遇改善加算の届出は毎年必要か。平成27年度に加算を算定しており、平成28年度にも加算を算定する場合、再度届け出る必要があるのか。</p> <p>⑤ 従来の処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)については、改正後には処遇改善加算(Ⅱ)～(Ⅳ)となるが、既存の届出内容に変更点がない場合であっても、介護給付費算定に係る介護給付費算定等体制届出書の提出は必須か。</p>	<p>介護職員であれば派遣労働者であっても、処遇改善加算の対象となることは可能であり、賃金改善を行いう方法等について派遣元と相談した上で、介護職員処遇改善計画書や介護職員処遇改善実績報告書について、対象とする派遣労働者を含めて作成すること。(平27.2 VOL471 問49)</p> <p>新規事業所・施設についても、加算の取得は可能である。この場合において、介護職員処遇改善計画書には、処遇改善加算を取得してしない場合の賃金水準からの賃金改善額や、賃金改善を行う方法等について明確にすることが必要である。なお、方法は就業規則、雇用契約書等に記載する方法が考えられる。(平27.2 VOL471 問50)</p> <p>介護職員処遇改善加算を算定しようとする事業所が前年度も加算を算定している場合、介護職員処遇改善計画書は毎年提出する必要があるが、既に提出された計画書添付書類については、その内容に変更(加算取得に影響のない軽微な変更を含む)がない場合は、その提出を省略させることができる。(平27.2 VOL471 問51)</p> <p>介護給付費算定に係る体制状況一覧については、その内容に変更がある場合は届出が必要になるが、各自治体の判断において対応が可能であれば、届出書は不要として差し支えない。(平27.2版 VOL471 問52)</p> <p>処遇改善加算(Ⅰ)の算定期には、「平成27年4月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること」とあり、処遇改善加算(Ⅰ)は平成27年4月から算定期がないのか。</p>

名前 加算対象名	加算対象 状況
	<p>これまでに処遇改善加算を取得していない事業所も含め、平成27年4月から処遇改善加算を取得するに当たって、介護職員処遇改善計画書や介護給付費算定に係る体制状況一覧の必要な書類の提出期限はいつ頃までなるか。</p> <p>(⑩) 処遇改善加算を取得していいた事業所については、一部添付書類(就業規則等)の省略を行つてよいのか。</p> <p>(⑪) 前年度に処遇改善加算を算定している場合であつて、既に提出された計画書添付書類に関する事項に変更がない場合は、各自治体の判断により、その提出を省略して差し支えないと。(平27.2.VOL471 間54)</p>
	<p>処遇改善加算に係る届出において、平成26年度まで処遇改善加算を取得していいた事業所については、一部添付書類(就業規則等)の省略を行つてよいのか。</p> <p>(⑩) 基本給は改善しているが、賞与を引き下げることで、あらかじめ設定した賃金改善実施期間の介護職員の賃金が引き下がれた場合の取扱いはどうなるのか。その際には、どのような資料の提出が必要となるのか。</p> <p>(⑪) 賃金改定額以上の賃金が引き下がれた場合であつても、加算の算定額以上の賃金改善が実施されていれば、特別事情届出書は提出しなくてもよいのか。</p> <p>前年度に処遇改善加算を算定している場合であつて、既に提出された計画書添付書類に関する事項に変更がない場合は、各自治体の判断により、その提出を省略して差し支えないと。(平27.2.VOL471 間55)</p> <p>処遇改善加算を用いて賃金改善を行うために一部の賃金項目を引き上げた場合であつても、事業の継続を図るために、賃金改善実施期間の賃金が引き下がれた場合には、特別事務届出書を届け出る必要がある。</p> <p>なお、介護職員の賃金水準を引き下がった後、その要因である特別な状況が改善した場合には、可能な限り速やかに介護職員の賃金水準を引下げ前の水準に戻す必要がある。</p> <p>また、その際の特別事情届出書は、以下の内容が把握可能となるのである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・処遇改善加算を取得している介護サービス事業所等の法人の収支(介護事業による収支に限る。)について、サービス利用者数の大額な減少等により経営が悪化し、一定期間にわたって収支が赤字である、資金繰りに支障が生じる等の状況にあることを示す内容</li> <li>・介護職員の賃金水準の引下げの内容</li> <li>・当該法人の経営及び介護職員の賃金水準の改善の見込み</li> <li>・介護職員の賃金水準を引き下げるにことにして、適切に労使の合意を得ていること等</li> </ul> <p>(平27.2.VOL471 間56)</p> <p>処遇改善加算は、平成27年3月31日に発出された老発0331第34号の2(2)②の賃金改善に係る比較時点の考え方や、2(3)①口のただし書きによる簡素な計算方法の比較時点の考え方に基づき、各事業所・施設が選択した「処遇改善加算を取得しない場合の賃金水準」と比較し、処遇改善加算の算定期額に相当する賃金改善の実施を求めるものであり、当該賃金改善が実施されない場合は、特別事情届出書の提出が必要である。</p> <p>(平27.2.VOL471 間57)</p>

加算・減算名	実施体制	加算・減算	加算・減算適用要件
51 貨金水準はしくてよいか。	一部の職員の賃金水準を引き下げるが、一部の職員の賃金水準を引き上げた結果、事業所・施設の介護職員全額された結果、賃金改善実施期間の賃金が引き下げる場合、特別事情届出書の提出は必要なのか。	一部の職員の賃金水準を引き下げる場合であっても、事業所・施設の介護職員全体の賃金水準が低下していない場合は、特別事情届出書を提出する必要はない。	51 貨金水準はしくてよいか。(平27. 2 VOL471 間58)
52 貨金水準はしくてよいか。	法人の業績不振に伴い業績運動型の賞与や手当が減少された結果、賃金改善実施期間の賃金が引き下げる場合、特別事情届出書の提出は必要なのか。	事業の継続を図るために特別事情届出書を提出した場合を除き、賃金水準を低下させてはならないため、業績運動型の賞与や手当が減額された結果、賃金改善実施期間の賃金が引き下げる場合、特別事情届出書の提出が必要である。(平27. 2 VOL471 間59)	52 貨金水準はしくてよいか。(平27. 2 VOL471 間59)
53 特別理由や、介護報酬改定の影響のみを理由として、特別事情届出書を届け出ることが可能か。	事業の継続が可能なかわらず経営の効率化を図るといった理由や、介護報酬改定の影響のみを理由として、特別事情届出書を届け出ることが可能か。	特別事情届出書による取扱いについては、事業の継続を図るために認められた例外的な取扱いであることから、事業の継続が可能にもかかわらず経営の効率化を図るといった理由で、介護職員の賃金水準を引き下げるることはできない。 また、特別事情届出書による取扱いの可否については、介護報酬改定のみをもつて一律に判断されるものではなく、法人の経営が悪化していること等の以下の内容が適切に把握可能となることがある。 ・処遇改善加算を取得している介護サービス事業所等の法人の収支(介護事業による収支に限る。)について、サービス利用者数の大幅な減少等により経常が悪化し、一定期間にわたって収支が赤字である、資金繰りに支障が生じる等の状況にあることを示す内容 ・介護職員の賃金水準の引下げの内容 ・当該法人の経営及び介護職員の賃金水準の改善の見込み ・介護職員の賃金水準を引き下げるについて、適切に労使の合意を得ていること等の必要な手続きを行った旨(平27. 2 VOL471 間60)	53 特別理由や、介護報酬改定の影響のみを理由として、特別事情届出書を届け出ることが可能か。(平27. 2 VOL471 間60)
54 職員の賃金水準(加算による賃金改善分を除く。)を引き下げる上で賃金改善を行うことが可能であるが、介護職員の賃金水準を引き下げる後、その要因である特別な状況が改善した場合には、可能な限り速やかに介護職員の賃金水準を引き下げる前の水準に戻す必要があることから、本取扱いについては、あくまでも一時的な対応といった位置付けのものである。したがって、新しい処遇改善加算を取得するものではなく、特別な事情届出書を提出するものではなく、特別な事情により介護職員処遇改善計画書に規定した賃金改善を実施することが困難と判明した、又はその蓋然性が高いと見込まれた時点での、当該届出書を提出すること。(平27. 2 VOL471 間61)	新しい処遇改善加算を取得するに当たつてあらかじめ特別事情届出書を提出し、事業の継続を図るために、介護職員の賃金水準(加算による賃金改善分を除く。)を引き下げる上で賃金改善を行う予定であっても、当該加算の取得は可能なのか。	54 職員の賃金水準(加算による賃金改善分を除く。)を引き下げる上で賃金改善を行う予定であっても、当該加算の取得は可能なのか。	

加算実施項目	別表3二 介護職員処遇改善加算(II)	別表3二 介護職員処遇改善加算(III)	別表3二 介護職員等特定処遇改善加算(I)
介護職員処遇改善加算(II)○	76／1000  特別事情届出書を提出し、介護職員の賃金水準(加算による賃金改善分を除く。)を引き下げた上で賃金改善を行う場合、賃金水準の引下げに当たつての比較時点はいつになるのか。 55	42／1000  【報酬公示】別表3二 厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出した単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型通所介護を行った場合。 ただし、介護職員処遇改善加算(II)を算定している場合においては、介護職員処遇改善加算(I)及び(III)は算定しない。  【大臣基準告示】53(4.8を準用) 認知症対応型通所介護費における介護職員処遇改善加算の基準 イ(1)から(6)まで、(7)(1)から(4)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも該当すること。	31／1000  【報酬公示】別表3二 厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出した単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型通所介護を行った場合。 ただし、介護職員処遇改善加算(III)を算定している場合においては、介護職員処遇改善加算(I)及び(II)は算定しない。  【大臣基準告示】53(4.8を準用)ハ 認知症対応型通所介護費における介護職員処遇改善加算の基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) イ(1)から(6)まで、(7)(1)から(4)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも該当すること。 (2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (一) 介護職員の任用の際ににおける職員又は職務内容等の要件(介護職員の資格に関するもの)を含む。を定めていること。 (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。  【Q&A】 介護職員処遇改善加算(1)と同様。
介護職員処遇改善加算(III)○	加算 76／1000  特別事情届出書を提出し、介護職員の賃金水準(加算による賃金改善分を除く。)を引き下げた上で賃金改善を行う場合、賃金水準の引下げに当たつての比較時点はいつになるのか。 55	42／1000  【報酬公示】別表3二 厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出した単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型通所介護を行った場合。 ただし、介護職員処遇改善加算(II)を算定している場合においては、介護職員処遇改善加算(I)及び(III)は算定しない。  【大臣基準告示】53(4.8を準用) 認知症対応型通所介護費における介護職員処遇改善加算の基準 イ(1)から(6)まで、(7)(1)から(4)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも該当すること。	加算 31／1000  【報酬公示】別表3二 厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出した単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型通所介護を行った場合。 ただし、介護職員等特定処遇改善加算(I)を算定している場合には、介護職員処遇改善加算(II)は算定しない。

加算・減算名	体制	加算・減算額	算定用要件
【大臣基準告示】153の2(48の2を準用) ① 認知症対応型通所介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準			<p>認知症対応型通所介護費において、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定期間における他の職員の賃金改善に要する費用の見込額を上回る場合に、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(1) 介護職員その他の職員の賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。(ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定期間が少額であることの他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。)</p> <p>(2) 認知症対応型通所介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。</p> <p>(3) 介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の二倍以上であること。(ただし、経験・技能のある介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額が月額440万円を上回らないこと。)</p> <p>(4) 介護職員以外の職員の賃金の見込額が年額440万円を上回らないこと。</p> <p>(5) 当該認知症対応型通所介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出していること。</p> <p>(6) 認知症対応型通所介護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)のいずれかを届け出していること。</p> <p>(7) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するもの)を除く。以下この号において同じ。)及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。</p> <p>(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p>
【報酬告示】別表3 水 認知症対応型通所介護費における介護職員等の賃金改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定 合	○	24／1000 加算	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)